## 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江戸川区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都江戸川区長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

「令和7年5月 様式4]

## 項目一覧

Ι	基本情報
(	別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(	別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(	

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	予防接種に関する事務	
②事務の内容 ※	【予防接種素の発生の概要】  予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日号外法律第31号)等関連法令等に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実質破収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種を指料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接程による健康等免棄り項に関する事務を行つている。  〈取扱いの対象となる予防接種の理想〉  - 予防接種法等免棄り項に基づ(予防接種  - 予防接種法等免棄り項に基づ(予防接種  - 予防接種法等免棄り項に基づ(予防接種  - 予防接種法等免棄り項に基づ(予防接種  - 予防接種法等免棄の最近、医療機関の関連といり実施する予防接種  - 打戸川区任意予防接種等美施要網に基づ(不断接種  - 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種  - 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種  - 特型の機関等で実施する予防接種  - 大阪機関等で実施する予防接種  - 大阪機関等で実施する予防接種の助成類の決定を機関等で実施する予防接種の財政が表者の助成額の決定医療機関等で実施する予防接種の助成額の決定を療機関等で実施する予防接種の助成額の決定を療機関等で実施する予防接種の助成額の決定を療機関等で実施する予防接種の助成額の決定を療機関等で実施する予防接種の財政を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。  - 分防接種を受けたすが、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定則の予防接種の財産が大きたが、表別の主義によるもでが認定した場合、予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。  - 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。  - 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。  - 予防接種の実施後に接種記録等を登録を言さいて江戸川区は、予防接種原に関する事務において、情報提供の実施後に接続した機能しるで有報を有機関が保有する特定値の情報を一切では、一次に接続して、一次に接続し、各情報、保有機関が保有する特定値の情報とついて情報原会を行う。。  - 大田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
③対象人数	[ 30万人以上 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上	

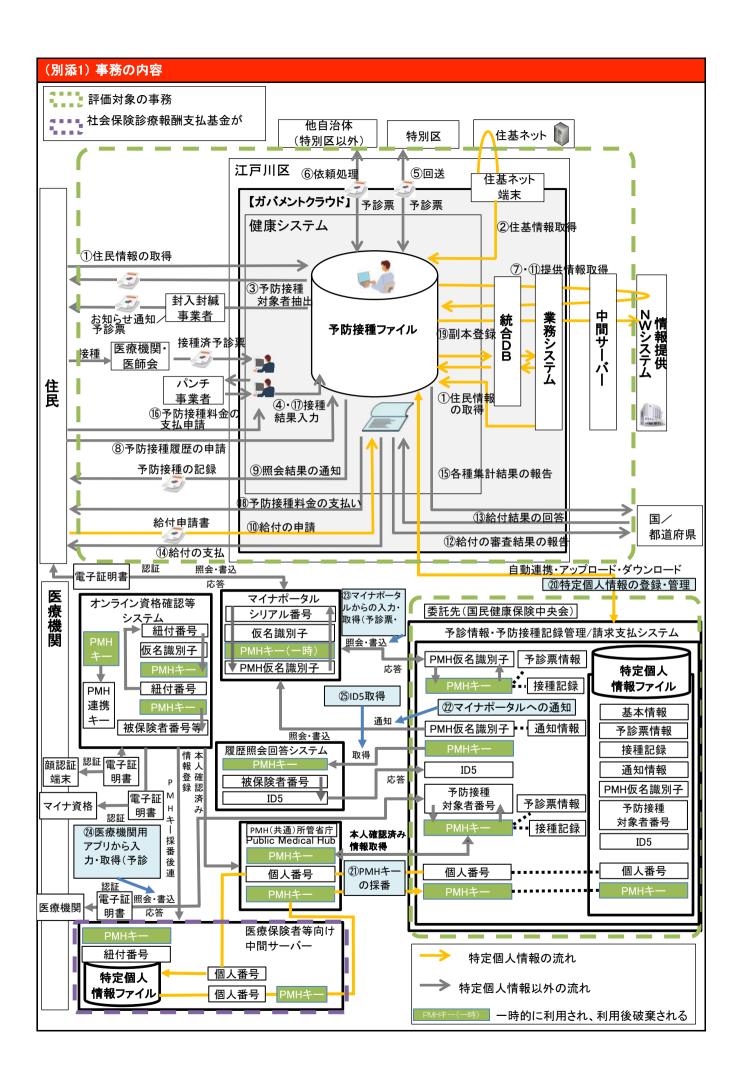
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	健康システム	
②システムの機能	予防接種の対象者を抽出し、予診票の発行歴を管理する。 接種歴の取り込み処理を行い、接種記録を管理する。 予防接種予診票の発行を行う。 接種済証等の発行を行う。 予防接種依頼書の発行を行う。 生活保護情報の確認を行う。 身体障害者手帳情報の確認を行う。 予防接種の対象者情報と接種情報を抽出し、区の予約システムへ取込を行う。	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ] 庁内連携システム	
②性のシステノ トの技体	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等 [ ]税務システム	
	[ ]その他 ( )	
システム2~5		
システム2		
①システムの名称	統合DB	
②システムの機能	1. 住基情報の連携 :住記システムにおいて登録された異動情報を各業務システムに提供する。  2. 各種資格情報の連携 :各業務システムにおいて登録された情報を健康システムに提供する。 健康システムにおいて登録された情報を各業務システムに提供する。  3. 特定個人情報の登録 :健康システムから連携された各種特定個人情報を中間サーバーに登録する。  4. 情報照会 :健康システムから連携された照会情報に基づき、中間サーバーに対し他情報保有機関への照会を行い、中間サーバーから提供された特定個人情報を健康システムへ提供する。  5. 統合宛名情報の管理 :各業務システムから登録された宛名情報(住登外者を含む)の団体内統合宛名番号の採番及び管理並びに情報照会及び情報提供に用いる符号の取得状況を管理する。	
③他のシステムとの接続	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム [ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム [ ○ ] その他 (健康システム )	

システム3		
①システムの名称	中間サーバー	
	1. 符号管理機能 : 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 : 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及	
	び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の 提供を行う機能。	
	4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、統合DB及び住記システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、 特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。	
	5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機 能。	
②システムの機能	6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。	
	7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報 提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。	
	8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理。	
	9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う機能。	
	10. システム管理機能  :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	
	[〇]情報提供ネットワークシステム [〇]庁内連携システム	
②性のシステノ トの技体	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[ 〇] 宛名システム等 [ ] 税務システム	
	[ ]その他 ( )	
システム4		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	1. 機構への情報照会 :全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は5情報(氏名、氏名のふりがな、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された5情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	
③他のシステムとの接続	<ul><li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>[ ] 放名システム等</li><li>[ ] 税務システム</li></ul>	
	[ ]その他 ( )	

システム5		
①システムの名称	福祉システム	
②システムの機能	身体障害者の手帳情報確認を行う。	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ O ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )	
システム6~10		
システム6		
①システムの名称	予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム	
	<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ①予防接種関連データの登録機能 江戸川区は、健康システムからの情報連携又は予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム 画面への直接入力により、予診票項目、接種勧奨における通知文言等の予防接種関連データを予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ登録する。 ②情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、江戸川区で管理している個人番号、対象者	
	情報、予診票情報及び接種記録を予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに登録する。また、Public Medical Hubを経由して社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。 ③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、マイナポータルからの予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けて予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 予防接種の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く接種記録・通知をマイナポータル	
②システムの機能	へ提供する。また、マイナポータルへログインして予診票の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムはPMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く予診票情報を登録する。 ④情報連携機能(医療機関用アプリ) ・本人確認情報の格納機能 ・予防接種対象者が、顔認証端末又はマイナ資格確認アプリを利用してマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システムを経由してPublic Medical Hubに本人確認情報が格納される。 ・本人確認情報を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリは、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ本人確認情報を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ本人確認情報を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、Public Medical Hubから本人確認情報を取得し、本人確認情報に紐付く予防接種対象者番号をキーに予診票情報を医療機関用アプリに提供する。また、医療機関が接種記録の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは予防接種対象者番号からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く接種記録を登録する。 (⑤情報連携機能(履歴照会回答システム) ・識別子の格納機能 ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは接種記録等の情報を予防接種DBに連携し、予防接種DBにおいて予防接種の有効性・安全性等の調査・研究を行う。予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムから履歴照会回答システムはオンライン資格確認等システムから被保険者番号等を取得し、履歴照会回答システム上で生成したID5をPMHキーと紐づけて予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム上で生成したID5をPMHキーと紐づけて予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに連携する。	
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ]宛名システム等</li> <li>[ ]税務システム</li> <li>[ ] での他 (健康システム、マイナポータル、医療機関アプリ、Public Medical Hub、履) 歴照会回答システム、オンライン資格確認等システム</li> </ul>	

システム7			
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能		
②システムの機能	・【住民向け機能】自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体へ公開する機能		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ ]既存住民基本台帳システム         [ ]宛名システム等       [ ]税務システム         [ O]その他 (申請管理システム       )		
システム8			
①システムの名称	申請管理システム		
②システムの機能	1. 申請者特定機能 住記システムと連携し、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換することにより申請者の特定を 行う。 2. 申請データ連携機能 サービス検索・電子申請機能から申請データを取り込む。 3. ステータス管理機能 申請内容の確認や審査をし、申請のステータスを管理する。		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ O]既存住民基本台帳システム         [ O]宛名システム等       [ ]税務システム         [ O]その他 (サービス検索・電子申請機能)       )		
システム11~15			
システム16~20	システム16~20		
3. 特定個人情報ファイル	名		
予防接種ファイル			
4. 特定個人情報ファイル	を取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	・予防接種法等関連法令等に基づき、予防接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を確認し、 管内における予防接種の実施状況について的確に把握するため。 ・被接種者等への接種費用の助成に係る事務を行うため。 ・接種済証等の発行業務を行うため。 ・健康被害が発生した際に迅速な救済を図るため。		
②実現が期待されるメリット	・予防接種実施状況を把握することで、接種率の低い疾病について、接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止する。 ・接種履歴を把握することで、誤った時期、年齢、回数及び接種間隔による接種を防止し、健康被害の発生を防ぐとともに、接種証明書等の発行が可能となる。 ・被接種者等への接種費用の助成に係る事務が効率化され、区民サービスの向上を図る。 ・健康被害が発生した際に、接種状況等を確認・把握し、迅速な救済を図る。		
5. 個人番号の利用 ※			
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表14の項 (上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 が含まれる項) ・番号法第9条第1項別表126の項 (上欄が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「新型インフルエンザ等対策特別 措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定 めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27及び34の項		

6. 情報提供ネットワークシ	- ・ステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表29の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表154の項	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康部保健予防課	
②所属長の役職名	保健予防課長	
8. 他の評価実施機関		
なし		



#### (備考)

- I住民情報の登録
- ①住民情報を住民、統合DB、業務システムから取得する。
- ②住基情報を住基ネット端末より入手する。
- Ⅱ予防接種の実施
- ③予防接種情報を予防接種ファイルより抽出し、住民にお知らせ通知/予診票を送付する。
- ④医療機関経由で取得した接種済予診票により、接種結果を入力する。
- ⑤特別区間で予診票を回送する。(相互)
- ⑥他自治体(特別区以外)での接種の場合、依頼書/完了通知/予診票を送付する。(相互)
- ⑦中間サーバー経由で転入者等の各種情報を取得する。
- Ⅲ予防接種記録の照会
- ⑧住民が予防接種履歴を申請する。
- 9住民からの申請により予防接種の記録を交付する。
- Ⅳ健康被害救済の給付
- ⑩住民からの予防接種による疾病等給付の申請を受け付ける。
- ①中間サーバー経由で各種情報を取得する。
- ⑩疾病等給付の審査結果を国へ報告する。
- ③国から給付の審査結果の回答結果を確認する。
- (4)疾病等給付の支払いをする。
- Ⅴ集計情報の報告
- ⑤各種集計情報を国/都道府県へ報告する。
- VI予防接種料金の支払申請
- 16住民が予防接種料金の支払を申請する。
- ⑪住民から提出された接種結果を入力する。
- (18)住民からの申請により予防接種料金の支払をする。
- VII予防接種記録の副本登録
- (19)予防接種情報を統合DB経由で中間サーバーへ提供する。
- VIII予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務
- ②特定個人情報の登録・管理
- ・江戸川区は、健康システムからの情報連携又は予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム画面への直接入力により、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにおいて対象者の個人番号を含む対象者情報と予防接種管理情報の紐付け及び登録を行う(LGWAN回線等経由)。
- ・江戸川区は予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムから接種記録等、必要な情報を自動連携またはダウンロードし、健康管理システム等への取込を行う。
- ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。

#### ②PMHキー採番

- ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、Public Medical Hubに対して個人番号を連携することで、オンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。
- ・Public Medical Hubは、医療保険者等向け中間サーバーを経由しPMHキーを採番して予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに回答する。
- ・医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと個人番号を紐付けて、PMHキーと紐付番号をオンライン資格確認等システムへ連携する。
- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。
- ・マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMHキーと紐付けて、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、②② ②③が可能となる。
- 22マイナポータルへの通知
- ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムからマイナポータル経由で住民向けの通知を行うため、江戸川区は予診情報・ 予防接種記録管理/請求支払システムを利用してマイナポータルに識別子(PMH仮名識別子)と通知情報を登録する。
- ②マイナポータルからの入力・取得(予診票・接種記録)
- ・住民は、マイナポータル経由で予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへの予診票の事前入力や、予診情報・予防接種 記録管理/請求支払システムから接種記録や通知情報を閲覧/取得する。
- ②医療機関用アプリからの入力・取得(予診票・接種記録)
- ・医療機関が医療機関用アプリを利用し、接種時に住民からマイナンバーカードによる本人確認を経て、事前入力された予診票及び 接種記録の閲覧/取得/入力を行う。

#### 25ID5取得

・予防接種DBへの接種記録等の連携時に個人を特定する識別子情報として、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが履歴照会回答システム経由でID5を取得する。

# II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイル	レの種類 ※		
②対象と	なる本人の数	<選択肢>	
③対象となる本人の範囲 ※		・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、区民の健康の保持に寄与するため。	
④記録さ	れる項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>100項目以上 100項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上</li></ul>	
	主な記録項目 ※	・識別情報	
	その妥当性	・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・5情報、その他住民票関係情報:対象者の接種日時点の年齢、居住地等を把握するために保有。 ・健康・医療関係情報:接種した予防接種の種類、ワクチン名、LotNo.等を把握するために保有。 ・障害者福祉関係情報:B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項)において、接種対象者要件に該当するか把握するために保有。 ・生活保護・社会福祉関係情報:B類疾病に該当する定期の予防接種及び任意予防接種において、自己負担免除要件に該当するか把握するために保有。 ・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子、PMH連携キー、予防接種対象者番号、ID5…予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 予防接種記録情報…(予防接種事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開	始日	2015/10/01	
⑥事務担当部署		江戸川区健康部保健予防課	

3. 特定個人情報の入手・	使用
	[〇]本人又は本人の代理人
	[〇]評価実施機関内の他部署 (各健康サポートセンター)
01== W	[O]行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークシステムを利用する機関 厚生 ) 労働省
①入手元 ※	[ O ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 情報提供ネットワークシステムを利 ) 用する機関
	[O]民間事業者 (医療機関·支払基金·地区医師会)
	[〇]その他 (地方公共団体情報システム機構)
	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
@1#+:+	[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム
②入手方法	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム
	[ O ] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム 福祉システム Public Medical Hub 医療機関用アプリ マイナポータル サービス検索・電子申請機能 )
	〇定期的に入手する事務 ・健康・医療関係情報:江戸川区内の医療機関での予防接種記録を月1回医療機関より取得。(江戸川区医師会加盟医療機関については江戸川区医師会を通じて月1回取得。)江戸川区を除く特別区内の医療機関での予防接種記録は、特別区各区より年2回取得。 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に疑似リアル連携。 ・障害者福祉関係情報:日時連携で取得 ・生活保護・社会福祉関係情報:日次連携で取得
	○個別に対応する事務 予防接種予診票や接種済証等の交付時や健康被害救済制度の申請時等に都度取得。
③入手の時期・頻度	○予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムがPMHキーの採番処理依頼時に都度、Public Medical Hubから特定個人情報を入手する。 ・江戸川区が予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに登録した予診票のひな形に対して、住民が接種前にマイナポータル等を介して予診票情報を入力することにより、江戸川区が個人情報を入手し、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。 ・接種時に、医療機関のタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関での顔認証端末を用いて、住民がマイナンバーカードで認証することにより、医療機関が入力した予診票情報、接種記録を個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。

④入手に係る妥当性	・健康・医療関係情報については、予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第3条に示されてるとおり記録・保管する目的で取得している。 ・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 ・障害者福祉関係情報については「江戸川区B類疾病予防接種実施要綱」に記されている対象者要件に該当するか確認するために取得している。 ・生活保護・社会福祉関係情報については「江戸川区B類疾病予防接種実施要綱」及び「江戸川区任意予防接種等実施要綱」に記されている対象者要件に該当するか確認するために取得している。 ・予防接種健康被害発生時の給付の申請情報については、予防接種法施行規則に基づいて取得している。 ・予防接種健康被害発生時の給付の申請情報については、下成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」の記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得している。 ・戸籍及び住民票に記載のない児童の特定個人情報については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」の記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得している。 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務〉(PMHキー探番処理依頼時に入手される特定個人情報)の記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得している。 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報) エ戸川区が入手する特定個人情報のうち、既存事務と同様に予診票に事前入力される事項は、本人又は本人の代理人から情報を入手し、予診票の医師記入欄及び接種記録は、予防接種を実施する医療機関から入手する。 ・予診票の事前入力のオンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナボータルではマイナンバーカードによる認証(本人確認)の後、本人又は本人の代理人の同意に基づいて情報が入力される。接種を受託する医療機関において、タブルットに搭載された医療機関用アプリを用いたあるとにより行政事務の効率化が図られる。医療機関での本人確認後、医療機関用アプリ又は頻認記端末を用いて本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで認証することにより、医療機関が予診票情報を確認して予診・問診を行い、接種後に接種記録の入力を行う。
⑤本人への明示	・健康・医療関係情報については、予防接種法等関連法令(予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条)に、区市町村が予防接種に関する記録を作成・保管する義務が明記されており、予防接種予診票においても、接種済の予診票が区に提出されることを明記し、本人(親権者)から署名を得た上で取得している。 ・住民票関係情報は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき取得・利用している。 ・生活保護・社会福祉関係情報については、江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項の規定に基づき取得・利用しており、「江戸川区B類疾病予防接種実施要綱」及び「江戸川区任意予防接種等実施要綱」で自己負担金免除の要件として示している。 ・障害者福祉関係情報については、江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項の規定に基づき取得・利用しており、「江戸川区B人番号の利用に関する条例第4条第1項の規定に基づき取得・利用しており、「江戸川区B類疾病予防接種実施要綱」で、対象機能障害種別及び等級を示している。 ・予防接種健康被害発生時の給付の申請関係情報の取得については、予防接種法施行規則に明記されている。  〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務〉・本人又は本人の代理人から入手する情報については、利用目的を明示した上で入手している。マイナポータル及び医療機関用アプリでは、本人又は本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、同意することにより入手する。
⑥使用目的 ※	予防接種対象者抽出 予防接種情報記録 健康被害の救済措置 予防接種に係る助成額の決 定
変更の妥当性	_
使用部署	江戸川区健康部保健予防課
⑦使用の主体 使用者数	<選択肢>

### I 予防接種関係の帳票類作成 対象者の予防接種関係の帳票類を作成する。 Ⅱ 予防接種の接種記録の管理 ・医療機関等より取得した予防接種記録を、予防接種法施行規則第3条に基づき健康システム内で保 管し、不適切な予防接種を防ぐため、予防接種の実施状況を参照するために管理・使用する。 ・医療機関での接種歴入手に当たっては、まず本人に発行した予診票をもって医療機関で予防接種を 行い、その後医療機関若しくは江戸川区医師会から接種済予診票を回収する。その後、回収した接種 済予診票の記録をデータに起こしてシステムに取り込み作業を行う。 Ⅲ 健康被害の救済措置 ・予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な救済を図ることを目的と して使用する。 Ⅳ 予防接種の自己負担免除要件の確認 ·B類疾病に該当する定期の予防接種及び任意予防接種において、生活保護·社会福祉関係情報によ り、自己負担免除要件に該当するかを確認する。 ⑧使用方法 ※ V 接種対象者要件の確認 ・B類疾病に該当する定期の予防接種において、障害者福祉関係情報により、接種対象要件に該当す るかを確認する。 VI 予診情報·予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務 ・情報連携のため、江戸川区は、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ本事務に係る 対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び予防接種管理情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、Public Medical Hubに対してオンライ ン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが連動するためのPMH キーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキ・ を採番して個人番号と共にPublic Medical Hubを経由して予診情報・予防接種記録管理/請求支払シ ステムに応答する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライ ン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータ ルと予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムで共有されることで予診情報・予防接種記録管 理/請求支払システムからマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリから予診情 報・予防接種記録管理/請求支払システムの予診票情報及び接種記録の取得/閲覧/入力等といった 情報連携が可能となる。 (1)住民票関係情報と健康・医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者の抽出を行う。 (2)住民票関係情報と健康・医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者に給付を行う。 情報の突合 ※ (3)住民票関係情報と障害者福祉関係情報を突合して、身体障害者手帳の発行状況を確認する。 (4)住民票関係情報と生活保護・社会福祉関係情報を突合して、受給情報を確認する。 情報の統計分析 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。 権利利益に影響を 予防接種健康被害発生時の給付の決定(最終決定は国が行う) 与え得る決定 🔆 ⑨使用開始日 平成28年1月1日 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <選択肢> Γ 委託する 1 1) 委託する 2) 委託しない 委託の有無 ※ 3) 件 システム保守事業 委託事項1 健康システムの運用、保守業務 ①委託内容 ・法制度改正に伴う健康システムの改修作業

	及いを委託する特定個 プファイルの範囲	<ul><li>(選択収入)</li><li>[特定個人情報ファイルの全体]</li><li>2)特定個人情報ファイルの一部</li></ul>
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	システムの運用・保守、及び法制度改正に伴う健康システムの改修等の際に、健康システムの本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。
③委言	<b>モ先における取扱者数</b>	<ul><li>〈選択肢〉</li><li>[ 10人未満 2) 10人以上50人未満</li><li>[ 10人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</li></ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ O ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( データセンタ内のサーバー室にてシステムの直接操作 健康システム端末 ) の直接操作
⑤委託先名の確認方法		江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。
<b>⑥</b> 委詞	<b></b>	日本コンピュータ株式会社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等
	⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整。
委託	事項2~5	
委託	事項2	中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る事務
①委託内容		中間サーバーへの特定個人情報の登録、維持、管理、中間サーバーとの接続環境整備等
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<ul><li>〈選択肢〉</li><li>[特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体</li><li>2) 特定個人情報ファイルの一部</li></ul>
	対象となる本人の数	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li></ul>
	対象となる本人の 範囲 ※	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。

③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙         [ ] その他 (統合DB )
⑤委託先名の確認方法		江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。
⑥委託先名		株式会社日立システムズ
⑦再委託の有無 ※		<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等
	⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整。
委託	事項3	予診情報·予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る各事務における特定個 人情報ファイルの一部の取扱
①委詰	托内容	予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務
	吸いを委託する特定個 みファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 「特定個人情報ファイルの一部 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
		予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは公益社団法人国民健康保険中央会(以下、国保中央会という。)が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMHキーの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。ただし、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに格納された特定個人情報は、自動処理により再々委託先(これ以降の全ての委託を含む。以下、同じ。)に情報連携されるため、東京都国民健康保険団体連合会(以下、東京都国保連合会という。)及び国保中央会は特定個人情報にアクセスすることはない。
③委託先における取扱者数		<ul><li>〈選択肢〉</li><li>【 10人以上50人未満</li></ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙         [ ] その他 (LGWAN又は閉域網回線を用いた提供 )
⑤委託先名の確認方法		江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。
⑥委託先名		東京都国保連合会

	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない				
再委託	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾				
āT	9再委託事項	・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの運用保守 ・PMHキーの採番及びPMHキーを介した医療機関用アプリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。				
委託	事項6~10					
委託	事項11~15					
委託	事項16~20					
5. 特	<b>寺定個人情報の提供・</b>	移転(委託に伴うものを除く。)				
+= /4	14± 0 ± m	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 6 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件				
提供'	・移転の有無	[ ] 行っていない				
提供	先1	市町村長				
①法*	令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項				
②提	供先における用途	予防接種に関する記録の作成				
3提6	供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表25の項に掲げる事項)				
④提付る本人	供する情報の対象とな 、の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
	供する情報の対象とな 、の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者				
⑥提(	供方法	[ O]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他 ( )				
⑦時!	期∙頻度	他自治体より情報照会があった都度				
提供	<del></del> 先2~5					
提供先2		都道府県知事				
①法*	令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項				
②提	供先における用途	予防接種に関する記録の作成				
3提	供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項に掲げる事項)				
④提付る本人	供する情報の対象とな 、の数	<選択肢>				
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者				

	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
@H // + //	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	他自治体より情報照会があった都度
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項
②提供先における用途	予防接種に関する記録の作成
③提供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表153の項に掲げる事項)
④提供する情報の対象となる本人の数	<ul> <li>〈選択肢〉         <ul> <li>1) 1万人未満</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
9 提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	他自治体より情報照会があった都度
提供先4	他自治体より情報照会があった都度 都道府県知事
提供先4	都道府県知事
提供先4 ①法令上の根拠	都道府県知事 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	都道府県知事 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 予防接種に関する記録の作成 予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	都道府県知事 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 予防接種に関する記録の作成 予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項に掲げる事項)  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	都道府県知事 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 予防接種に関する記録の作成 予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項に掲げる事項)  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	都道府県知事 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 予防接種に関する記録の作成 予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項に掲げる事項)
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	都道府県知事 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 予防接種に関する記録の作成 予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項に掲げる事項)  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	都道府県知事 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 予防接種に関する記録の作成 予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項に掲げる事項)  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	都道府県知事 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 予防接種に関する記録の作成  予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項に掲げる事項)
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑥提供する情報の対象となる本人の範囲	都道府県知事 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項  予防接種に関する記録の作成  予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項に掲げる事項)  (選択肢) 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑥提供する情報の対象となる本人の範囲	都道府県知事  番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項  予防接種に関する記録の作成  予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項に掲げる事項)  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者  [ 〇] 情報提供ネットワークシステム

③提供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表154の項に掲げる事項)		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者		
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線		
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
<b>少提供</b> 力法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙		
	[ ]その他 ( )		
⑦時期·頻度	情報照会があった都度		
提供先6~10			
提供先6			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	<ul> <li>〈選択肢〉         <ul> <li>1)1万人未満</li> <li>2)1万人以上10万人未満</li> <li>3)10万人以上100万人未満</li> <li>4)100万人以上1,000万人未満</li> <li>5)1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他 ( )		
⑦時期·頻度			
提供先11~15			
提供先16~20			
移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報	(Sa te az )		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			

	[ ]庁内連携システム	[	]専用線	
。 ⑥移転方法	[ ]電子メール	[	] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除	<b>(</b> 。)
<b>⊚19147</b> 77 <b>A</b>	[ ] フラッシュメモリ	[	]紙	
	[ ]その他 (			)
⑦時期·頻度				
移転先2~5				
移転先6~10				
移転先11~15				
移転先16~20				
6. 特定個人情報の保管・	消去			
①保管場所 ※	く江戸川区における措置〉・・セキュリティゲートにて入退館管理をしまけったサーバー内に保全庁の間で、・予診票等の紙媒体及び、CD等の電子と中間サーバー・プラットフォーム者が、CD等の電子と中間サーバー・プラットフォーム者がリーバー・プラットフォーム者がリーバー・プラットフォーム者がリーバー・プラットフォームを表しまる。・・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認記で、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認記で、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認記で、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認記で、ISO/IEC27017、ISO/IEC2	理記 お府管 リ を 事一 理者れをい管で 支払テテル本対理こるツはし録 措情管 テ 受 業タ すばて受る理 ムシ対評の針書にな とる 理 い がってよるセ システ策価認り書にな アクリンの 理 い がったいけこるセ スス策価認り書にな アリンの 明 い がったいけい ティー なはと で アリンの から ラー なはと 皮をにて 理像 で けんかん ラー なはと 皮をにて 理像 で けんかん ラー なはと しんしょう かんしょう しょう かんしょう はんしょう しょう かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	、パスワードによる認証が必要。 のいては、施錠ができる倉庫に保管していた。 かのためのセキュリティ評価制度(ISM)境に設置し、設置場所のセキュリティ対が適切に実施されているほか、次を満れているほか、次を満れているほか、次を満れているほか、次を満れているほか、次を満れているほか、次を満れているほか、次を満れているほか、次を満れているほか、次を満れている。 ことのできなれたクラウドサービスを満たすものとする。 ことのでするで、かった、「政府情報ののでである。」は、特定個人とはいて登録されたクラウドサービスが、特別の統一とはいて登録されたサービスが、特別の統一とおいて登録されたサービスが、対の統件といる者で、かつ、「政府情報シンよる各種条件を満たすクラウドサービスが、取得している者で、かった。	い AP策 と 、

_			
24	②保管期間	期間	<選択肢>
	e we a when	その妥当性	予防接種法施行規則第3条及び厚生労働省通知「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の別添「定期接種実施要領」の1において、少なくとも5年管理・保管すると定められており、接種記録の確認や証明書の発行事務において長期間保管する必要がある。
	③消去方法		
	7. 備考		

\_

#### (別添2)特定個人情報ファイル記録項目

#### 〇識別情報

個人番号/情報提供用個人識別符号/整理番号(宛名番号)/団体内統合宛名番号/情報提供等の記録等

#### 〇連絡先等情報

氏名(漢字)/カナ氏名/性別/生年月日/年齢/月齢/住所/方書/送付用方書/町丁目コード/町丁目/番地/枝番/小枝番/郵便番号/ 行政区番号/行政区名称/地区番号/地区名称/規制区分/住民区分/住登外区分/続柄/世帯番号/世帯主漢字氏名/世帯主力ナ氏 名/住民となった日/住民でなくなった日/異動区分/異動年月日/住民異動区分/住民異動年月日/転入前住所/転入前方書/転出後 住所/転出後方書/宛名種別/外国人/外国人本名カナ/外国人本名漢字/外国人本名使用フラグ/生保区分/後期高齢区分/送付用 郵便番号/送付用住所/送付用方書/送付先集配局/送付先使用/集配局/補記区分/連携番号/事業予定連番/送付先除外区分/取 消コード/他区名その他/区外者カナ氏名

#### 〇業務関係情報

接種番号/接種名称/期・回数区分/接種種別/予防枝番/年度/接種日(各予防接種)/接種日年齢(各予防接種)/接種区分(各予防接種)/接種量(各予防接種)/Lot番号(各予防接種)/ワクチンメーカー(各予防接種)/ワクチン区分(各予防接種)/簿冊番号(各予防接種)/シーケンシャル番号(各予防接種)/登録日(各予防接種)/登録区(各予防接種)/登録区分(各予防接種)/印刷日(各予防接種)/印刷区分(各予防接種)/予診票送付区分(各予防接種)/再交付日(各予防接種)/再発行窓口(各予防接種)/郵送戻り/郵送戻り日/担当者/予診票年度/予診理由/予診番号/接種医療機関(その他)/会場コード/会場(医療機関)/医療機関コード/小学校区分/中学校区分/依頼書の有無/対象年月日/受付方法/受付年月日/保護者氏名/申請者電話番号/申請理由/申請理由その他/発行月日/発行方法/滞在先住所/滞在先電話番号/依頼書送付先/依頼書送付先電話番号/依頼書宛名/依頼書備者/証明書印刷日/文書年度/文書決裁番号/文書番号/区外者フラグ/受付連番/抽出キー /抽出時集配局/抽出時地区/登録者/登録者ID/負担金区分/任意負担区分/免除区分/支払対象外/母子手帳を元に修正/予備コード/申請年月日/申請種別/申請理由/手帳番号/総合等級/種別/交付年月日/再交付年月日/返還年月日/障害認定日/障害部位/等級/障害名/発送日/接種医療機関番号(その他)/予診理由区分/接種補足区分/予診票再印刷フラグ/予診票再印刷枚数/予診票再印刷日/依頼書印刷区分/依頼書印刷日/証明書印刷区分/予診医医療機関番号(その他)/予診医職員番号/予診医職員枝番/接種医番号(その他)/接種医職員番号/接種医職員枝番/登録支所区分/警告内容/予診票発行部署/備考/ワクチン名区分/自治体コード/接種券番号/接種状況/接種回

#### ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

自治体コード/接種券番号/接種状況(実施・未実施)/接種回/接種日/ワクチンメーカー/ロット番号/ワクチン種類/製品名/旅券関係 情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)/証明書ID/証明書発行年月日

#### ○予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における記録項目

#### (1)対象者情報

個人番号/PMHキー/PMH仮名識別子/基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)/保護者氏名/自治体コード/自治体業務ID/連携ファイル名/連携日時/連携処理ステータス/エラー内容/制御フラグ(リカバリー・不開示・閲覧停止)/変更区分/消除の異動日/その他管理番号・ID等(予防接種対象者番号)/その他区分等(接種対象者区分・減免区分)

#### (2)ユーザー情報

機関マスタID/機関ユーザーID/メールアドレス/ユーザー氏名/ユーザー区分/ユーザー権限ID/個人番号閲覧可能フラグ/ユーザー 削除フラグ

#### (3)予診票情報

項目ID/管理ID/更新日時/回答ID/回答内容/回答処理ステータス/回答日時/接種不可フラグ/予防接種設定ID/予防接種管理ID/ 組み合わせ番号/強制失効日/勧奨情報(ルールID、勧奨日)

#### (4)予防接種記録情報

予防接種記録ID/予防接種管理ID/接種日/接種同意フラグ/医療機関コード/医師名/実施場所/実施区分/接種区分/GTINコード/ワクチンメーカー名/ワクチン名(ワクチン一般名・ワクチン通称・ワクチン販売名)/ロット番号/接種量/接種部位/接種方法/ワクチン有効期限/要注意接種フラグ/特別の事情/海外接種フラグ/更新日時/最新・削除フラグ/その他区分等(接種対象者区分・減免区分)

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

2. 特定個人情報の入手	(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・生活保護・社会福祉関係情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を統合DB経由で取得する方法、主管部署に提供を依頼する方法又は本人から取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・障害者福祉関係情報の入手方法は、福祉システムにて入力した情報を統合DB経由で取得する方法、主管部署に提供を依頼する方法、福祉システムにて入力した情報を統合DB経由で取得する方法、主管部署に提供を依頼する方法、本人から取得する方法又は基本5情報等を確認した上での福祉システムで確認する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・住民、他自治体、医療機関等から入手する申請情報・予防接種情報は、1件ごとに基本5情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。 ・市町村コミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)からの住基情報の入手は、事前に健康システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。 ・サービス検索・電子申請機能からの電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。		
	〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 ・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリ又は顔認証端末でマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携される。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。		
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	・個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・生活保護・社会福祉関係情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき取得する方法、主管部署に提供を依頼する方法又は本人から取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・障害者福祉関係情報の入手方法は、福祉システムにて入力した情報を統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき取得する方法、本人から取得する方法又は基本5情報等を確認した上での福祉システムで身体障害者手帳情報を確認する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・住民、他自治体、医療機関等から入手する申請情報・予防接種情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・市町村CSからの住基情報の入手は、健康システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。  〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種記録管理/活家な払システムへは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステム的に制御している。 ・医療機関から医療機関用アプリを介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステム的に制御している。 ・本人が、マイナボータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが		
その他の措置の内容	入力されるようシステム的に制御している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・統合DB経由で取得する個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 ・統合DB経由以外の方法で取得する生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報の入手については、システムの利用者を限定し、アクセス制限をすることにより、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民、他自治体、医療機関等からの入手する申請情報・予防接種情報は、予め決められた方法(職員による窓口受付、職員による郵送受付等)に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を健康システムに登録できる職員等は限定されている。 ・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を健康システムに登録できる職員等は限定されている。 ・か世に入検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。  〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種記録管理/請求支払システムへは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステム的に制御している。 ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置 の内容	・統合DB等庁内システムから入手する情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。 ・医療機関、他自治体、本人から入手する予防接種情報は、予診票等に記載された接種番号又は基本5情報に基づき、健康システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申請書を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には通知カードと顧写真付の証明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人確認を行う。・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証を実施することになる。これにより、本人確認を実施する。  〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが提供した個人番号をはPublic Medical Hubから加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが提供した個人番号をはPublic Medical Hubから加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 ・住民からの申請等により、誤り等の指摘があれば、調査を行い、誤りが確認できた場合に修正を行っている。 く予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・個人番号及び基本情報の正確性は、既存事務において住記システムとの連携等により担保されている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・統合DB経由で取得する個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報の入手は、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ・統合DB経由以外の方法で取得する生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報の入手については、システムの利用者を限定し、アクセス制限をすることにより情報漏えい・紛失等を防止している。 ・医療機関、他自治体、本人から提出された予防接種情報の入手については、提出先を事前に指定することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。 ・市町村CSで確認した住基情報を健康システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、健康システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 く予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムと支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、Public Medical Hubを経由した閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。 ・健康システムは、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへの連携時にLGWAN回線による閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である   <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措 個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機 置の内容 能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。 ・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の2④記録 される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な 情報以外と紐付けすることはない。 <予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務におけ 事務で使用するその他のシ る追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにアクセスする江戸川区の職員について、当該職 ステムにおける措置の内容 員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスで きないように制御している。 ・医療機関用アプリや住民から予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに接続するが、必要 な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。 その他の措置の内容 <選択肢> ] [ 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユー	<b>デ認証の管理</b>	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	るため、権限のない第三者は・健康システムへのアクセスは限のない第三者は利用できな・健康システムの操作においるため、権限のない第三者は、今診情報・予防接種記録管・を追加ない者に不正使用され・江戸川とは、予診情報・予防接種記録を事る。・予診情報・予防接種記録を事ると、予診情報・予防接種記録を事ると、予診情報・予防接種記録を事ると、予診情報・予防接種記録をできる。・予診情報・予防接種記録を言えている。・予診情報・予防接種記録を言えている。・予診情報・予防接種記録を言えている。・予診情報・予防接種記録できる。・予診情報・予防接種記録できる。・予診情報・予防接種記録できる。・予診情報・予防接種記録できる。・予診情報・予防接種記録できる。・予診情報・予防接種記録できる。	利用できない。 は、職員が常時携帯するICカードではい。 て、ユーザID/パスワードにより、業利用できない。  「理/請求支払システムを活用したはいよう、以下の対策を講じている方接種記録管理/請求支払システムのログインに理/請求支払システムへのログインに限定して発行される。」グインできない。 理/請求支払システムにおける特別はインできない。 理/請求支払システムにおける特別はインできない。 理/請求支払システムにおける特別はインできない。	ムのアクセス権限を管理する管理者を はユーザID・パスワードで行う。 ノ用のユーザIDは、管理者に対して 定個人情報へのアクセスは、LGWAN
アクセ	ス権限の発効・失効の	[ 行っている ]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	DX推進課にて庁内ネットワー主管課からの申請に基づき、「を設定している。・健康システムの利用権限を存在進課内のアクセス管理権限約期間に応じて、ユーザIDにでで理者は、アクセス権限の管付与する。・人事異動や退職等があった「る。 〈予診情報・予防接種記録管る追加措置〉・予診情報・予防接種記録管式ーザ登録を事前申請した管理者は、アクセス権限の管付与する。	クのログイン権限を設定している。 DX推進課にてICカードの発行、失効は、暗 有するユーザIDの発行、失効は、暗 を有する職員にて、一元的に管理 有効期限を設定している。 管理表を作成し、申請者に対して管 際は、異動情報に基づき、不要とな 理ノ請求支払システムを活用した 理ノ請求支払システムへのログイン に限定して発行される。 管理表を作成し、申請者に対して管	い、職員課からの人事情報に基づき、また、非正規職員については、各業務め、庁内ネットワークへのログイン権限 競員課からの人事情報に基づき、健康している。また、非正規職員等は、契 理表に基づき適切なアクセス権限を さったアクセス権限を管理し、失効させ 情報連携に係る予防接種事務におけ レ用のユーザIDは、管理者に対して 理表に基づき適切なアクセス権限を といる。また、非正規職員等は、契 理表に基づき適切なアクセス権限を といたアクセス権限を管理し、失効させ
アクセス権限の管理		[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	いようにしている。 ・健康システムの利用権限を名行い、不要なIDが残存しない。 設定し、期限到来により自動的・共用IDは発行せず、必ず個。 ・パスワードの有効期限を設定 ・管理者が定期的に管理表を <予診情報・予防接種記録管 る追加措置> ・共用IDは発行せず、必ず個。	有するユーザIDについても、ユーザ ようにしている。また、利用期間が明 的にアクセス制限されるようにしてい 人に対し、ユーザーIDを発行する。 定する。 確認し、必要に応じて見直しを行う	。 情報連携に係る予防接種事務におけ

特定個人情報の使用の記録	記録を残している
では、日本の文件の記録	L 記録を残している
具体的な方法	・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバーへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。 ・ユーザIDとともに、健康システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。 ・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。 ・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。  〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・江戸川区は、システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	【 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で	
リスクに対する措置の内容	・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。 ・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。・非正規職員には、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に、署名をしてもらっている。・他市区町村や行政機関において、住民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、住民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。江戸川区は、当該教育の実施について履行確認を行う。・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。・・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。・・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。・・プライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。・本の特定個人情報の取扱いの禁止を心に関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。江戸川区は、当該教育の実施について履行確認を行う。再委託先においても同様の取扱とする。・・江戸川区は、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、・・江戸川区は、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを関知徹底することで、・・江戸川区は、操作のグの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを関知徹底することで、・・エ戸川区は、操作のグの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを関知徹底することで、・・エ戸川区は、操作のグの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを関知徹底することで、・・エ戸川区は、操作のプの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを職員に対しませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいま
リスクへの対策は十分か	【

#### リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

- ・バックアップファイルの作成は、入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しは区による承認を必須としている。
- ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定の端末で行い、出力機器の一元管理、端末の利用記録、データログの取得をし、誰がいつ使用したかを特定できるようにしている。
- ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。
- ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。
- ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。

#### リスクに対する措置の内容

<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置>

- ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルを予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・江戸川区の既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへの特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。
- ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。
- ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組み としている。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されて

1

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

[

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ]委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

・委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずること」と記載している。

#### 情報保護管理体制の確認

<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置>

江戸川区は、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを東京都国保連合会に委託し、東京都国保連合会は国保中央会に再委託することとする。

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、国保中央会の設備、 技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <選択肢> 2)制限していない 2)制限していない
具体的な制限方法	・庁内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。 ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室を管理をしている室内での業務を実行し、ファイルへのアクセス資格・権限については、ユーザIDとパスワードにより制限している。 ・江戸川区がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ・ブラ川区がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・江戸川区がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・江戸川区は、アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・江戸川区は、アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・江戸川区は、アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・江戸川区は、アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・江戸川区は、アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・江戸川区は、アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ※特定個人情報に係るアクセス権限は、再々委託先(PMHキー採番や運用保守)のみに付与される。
特定個人情報ファイルの取 扱いの記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
具体的な方法	・庁内、データセンタでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。 ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、作業場所の入退室管理を行い、特定個人情報ファイルへのアクセス履歴を取得することで、不正なアクセスを防止している。 ・特定個人情報の取り扱いのログを保存し、提供を求めることができる。  〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは特定個人情報の取り扱いのログを保存し、江戸川区は特定個人情報に係る操作のログを閲覧・出力できる。 ※再々委託先(PMHキー採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <選択肢> 2) 定めていない
委託先から他者への 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。 ・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。 ・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。 ・委託先(再委託も含む。)から他者への提供は行わない。 ・江戸川区は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。  〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 ・委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から他者への提供は行わない。 ・江戸川区は委託契約に基づき、委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。

・データセンタから委託事業者へ特定個人情報を提供する場合には、匿名化を行って提供しているた め、特定個人情報の提供には当たらない。 ・電子媒体を提供する場合には、出力したデータを暗号化した上で提供し、運搬に当たっては施錠可能 なケースへ格納することを義務付けている。 ・庁内から委託先事業者へ紙媒体での提供の際は、件数の確認をし、「受渡管理簿」にて管理を行って いる ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一 委託元と委託先間の 切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 提供に関するルール ・江戸川区は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から契約書で定められた範囲の特定個 の内容及びルール導 人情報しか提供されていないことを確認できる。 守の確認方法 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務におけ る追加措置> ・委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみ を提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・江戸川区は委託契約に基づき、委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から契約書で定められ た範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。 <選択肢> 1 特定個人情報の消去ルール [ 定めている 1) 定めている 2) 定めていない ・庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報の消去は、契約履行完了時に、特定個人情報ファ イルの返還、消去を義務付け、消去結果に係る報告書等の提出を義務付けている。 委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、江戸川区は報告を受けることができ、それにより消去状況につ いて確認が可能となる。 ルールの内容及び ルール遵守の確認方 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務におけ 法 る追加措置> ・委託契約終了後は予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに保管していた全ての特定個 人情報を国保中央会が消去する。 特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、江戸川区は消去について国保中央会から報告を受けることができ、それにより 消去状況について確認が可能となる。 <選択肢> 委託契約書中の特定個人情 1) 定めている 2) 定めていない 報ファイルの取扱いに関する [ 定めている 規定 機密保持契約として以下を定めている。 委託業務作業外の職員、第三者への提供、開示、漏えいの禁止。 目的外利用の禁止。 無断複製の禁止。 契約終了後の返還、廃棄、消去。 ・セキュリティ事故発生時の報告。 ·安全管理体制の報告、資料提出。 ・厳重な保管。 ・再委託に係る規定。 <予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務におけ る追加措置> 東京都国保連合会及び国保中央会は特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関 等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 規定の内容 •秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 •漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 委託契約終了後の特定個人情報の消去 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの 確保		[ +	-分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	っている 2)十分に行っている ハ 4)再委託していない	
		いる。 ・再委託を1	テう場合には、委	託と同様の		ついて書面で確認をし、承認を行って 現定しており、委託先から適宜報告を の報告を受けている。	
		<ul><li>・再委託のなめる。</li><li>・点検は、セ</li></ul>	相手方は、委託先 2ルフチェックを基	たが負ってい 本とし、必要	る本契約上の義務と同 要に応じて訪問確認をす	等の義務を負うことを委託契約書に; る。	
	具体的な方法	-			た場合は、改善状況の <del>。</del> を払システムを活用したり	Eニタリンクを行う。 青報連携に係る予防接種事務におけ	
		る追加措置 ・再々委託( 定める。		E先が負って	こいる本契約上の義務と	同等の義務を負うことを委託契約書	
		・国保中央 又は随時)	を実施する。			管理状況の定期的な点検(年1回程) ・要に応じて国保中央会が訪問確認:	
		行う。 ・点検後にā	改善事項がある場	易合は、国係	マスティア マスティア マイス	「改善状況のモニタリングを行う。 「川区に年1回報告を行う。	
		・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。					
その他の措置の内容		〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 <ul> <li>・委託契約書に以下の規定を設ける。</li> <li>委託先及び再委託先は、従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。</li> </ul>					
リスクへの対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	3 2) 十分である	
特定	固人情報ファイルの取扱	いの委託に	おけるその他のり	ノスク及びそ			
-							
5. 特定個人情報の提供・移転		転(委託や作	青報提供ネットワー	一クシステ.	ムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない	
リスク	11: 不正な提供・移転が	バ行われるリ	スク				
特定個人情報の提供・移転の記録		[		]	<選択肢> 1)記録を残している	2)記録を残していない	
	具体的な方法						
	固人情報の提供・移転 -るルール	[		]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法						
その他の措置の内容					<b>∠</b> \22100+>		
リスクへの対策は十分か		[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	る 2) 十分である る	
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク							
リスク	に対する措置の内容						

	[		選択肢>	-> 1 1/2 - 1/2			
リスクへの対策は十分か	t		特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である			
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク							
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[	1)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である			
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリン対する措置							
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[ ]接続しない(入事	手) [ ]接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク						
リスクに対する措置の内容	定している。 ・情報照会処理については、業務握している。  〈健康システム、統合DBの運用・業務システムで記録している事務・番号法に定められている事務とる。また、操作ログにより操事務とる。 〈中間サーバー・ソフトウェリ、告報照行と照会内容のの照ティリストウェリ、会外のでしている。・中間サーバーの照子と照会内容のが表上認している。・中間サーバーの職員、時上がしている。・中間サードを実施して職員、時上がなオンライン連携を抑した職員で抑なオンライン連携を抑した職員による情報が終い。(※2)番号法の規定による情報があるもの。	する 第一個では、以上のおようでは、大きないでは、まないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、これには、まないでは、これには、まないでは、まないでは、これには、まないでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	限を有する職員のみにます。 関を有する職員のみにます。 関で操作ログを記録しておいます。 関で操作ログを記録しておいます。 といいが報解 > りのであれている。 といいでは、これの受する。 といいでは、これのであれている。 はいれるには、これのである。 には、これのののでは、これのののでは、これのである。 には、これののでは、これののでは、これのでは、これのでは、これののでは、これののでは、これののでは、これののでは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	語、広く関係者内に周知してい 照会を行う際には、情報提供許可 提供ネットワークシステムに求め、 青報照会を実施することになる。つ 情えており、目的外提供やセキュリ の職員認証の他に、ログイン・ログ 適切な接続端末の操作や、不適 会及び照会した情報の受領を行う 特定個人情報の提供に係る情報 会の可否を判断するために使用す 退に基づいた各種機能や特定個人			
リスクへの対策は十分か	広く関係者に周知している。	1)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である			
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク							

リスクに対する措置の内容	〈健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置〉・中間サーバーと統合DB、健康システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されている。 〈健康システム、統合DBの運用における措置〉・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 〈中間サーバーの運用における措置〉					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク						
リスクに対する措置の内容	〈健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置〉・情報照会に当たっては、中間サーバーから入手した特定個人情報が統合DB、健康システムへの登録の際に誤った状態で登録されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手に当たって特定個人情報が不正確となることはない。 〈健康システムの運用における措置〉── 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉── 〈中間サーバーの運用における措置〉──					
リスクへの対策は十分か	<選択肢>					
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク						

<健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと統合DB、健康システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信 に限定されるため、漏えい・紛失するリスクを排除している。 <健康システム、統合DBの運用における措置> <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するた め、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕 組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機 能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ リスクに対する措置の内容 ンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信す る特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになってい る。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持し た行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対 応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害 対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へ はアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> <選択肢> [ 十分である ] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

く健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置> ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正 な提供を行うことを防止している。 <健康システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバー側に登録していない、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人 情報を提供する場合には、情報提供に当たって上長承認を得た上で、健康システム、統合DBにて処 理を実行する運用を義務付けている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供 ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合 リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワー システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応し た情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 リスクに対する措置の内容 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供 を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供 されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ ンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行 う機能。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要 に応じて確認する。 <選択肢> [ 十分である ] リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク <健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと統合DB、健康システム間の連携は、LGWAN及びデータセンタ内のサーバー間通信 に限定している。 <健康システム・統合DBの運用における措置> <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者か ら受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ ンライン連携を抑止する仕組みになっている。 リスクに対する措置の内容 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバー·プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持し た行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供され るリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に 係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理し ている。 <中間サーバ―の運用における措置> <選択肢> [ ] 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

#### リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク <健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置> 情報提供に当たっては、健康システム、統合DBで作成した提供情報が誤った状態で作成されること がないことを、検証工程で十分に確認しているため、提供に当たって特定個人情報が不正確となること はない。 <健康システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に 沿って、修正作業を行うことを徹底している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情 報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手 に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 リスクに対する措置の内容 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式 チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備する ことで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原 本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に 沿って、修正作業を行うことを徹底している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者にお ける情報漏えい等のリスクを極小化する。

#### <江戸川区における措置>

・業務システム、中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等を業務マニュアルに記載し、新規従業者に対して、年1回研修を 実施している。

#### 7. 特定個人情報の保管・消去

#### リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない	」 <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない			
②安全管理体制	[ 十分に整備している	」 <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない			
③安全管理規程	[ 十分に整備している	」 <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない			
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[ 十分に周知している	」 <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない			
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている	く選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			

<江戸川区における措置>

- ・特定個人情報を保管するサーバーの設置場所では、入退室管理を行っている。
- ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。
- ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。
- ・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。
- ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブ ルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

- •ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。
- ・日本国内でデータを保管している。

#### 具体的な対策の内容

<ガバメントクラウドにおける措置>

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置>

予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。

- ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスの利用

<選択肢> 「 特に力を入れて行っている ] 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない ⑥技術的対策 2) 十分に行っている <江戸川区における措置> ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を 適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネット -クを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行 うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登 録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域 ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事 業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、 通信を暗号化することえ安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、 移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利 用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基 準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同 じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助 者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアク ティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ロ グ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を 24時間365日講じる。 具体的な対策の内容 |④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新 を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミド ルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離 された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウド への接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じ る。 <予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務におけ る追加措置> 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイド ライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされてお り、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムに おけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用し ているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは論理的に区分された江戸川区の領域にデー を保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国保中央会や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム は外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・江戸川区の端末と予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムとの通信は暗号化を行うこと により、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・江戸川区の端末と予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムとの通信はLGWAN回線又は 閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報 にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの 発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。

⑦バッ	ックアップ	[	十分に	行っている	]	3) 十分	こ力を入れて₹ }に行っていた		2) 十分に	こ行っている
⑧事 問知	枚発生時手順の策定・	[	十分に	行っている	]		.肢> こ力を入れて行 うに行っていた		2) 十分に	こ行っている
施機関	53年以内に、評価実 において、個人情報に 重大事故が発生したか	[	発生あり	]		<選択 1)発生	1125 4 5	2	)発生なし	
	その内容	容類食②レ索し③一収④	旨示する書: ま、給載され 和6年8月2 パトの処誤 おは、 和6年11月! の6年17月, 和6年7月、	類「調理室室 えいた。 7日、委把握していた。 7日、委把握していた。 5日、電子では 5日では、 5日では、 5日では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	手配表」を ギー対応る もの社会は したとの結 対応の派通 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	12枚学校タをを必要とする 民族診療報会とである。 はいまする はいま	トで紛失した。 多生徒7人分 酬支払基金に 該紙レセプト 9月9日に区に よる都営交通 よ、元の相手 託した会社が	ことが、同月: の学年と学紀 こおいて未処 (1件)が所で に報告された 短無料乗車券ではなく別人 再委託した	27日に発覚 及、名字、ア L理となってる。 E不明、漏え ため、漏系 にい更新手約 にいいでいる。 にいいである。 たがランサル	校給食の調理内 した。紛失した書 しルギーの原因 いた再審査覚、 いのおそれあり、 た対応にあたり、 たため、同日 なウェアな発覚し 、 なウェアを受し
	再発防止策の内容	徹の復せに対する。 では、	を図るよう魔数あった未り数底し、無いないで、無いないで、無いないで、まからないではいて、まからないが、まずでは、まずで、まずで、まずで、まずで、まずで、まずで、まずで、まずで、まずで、まずで	重に指すない 重に指する 理理プトロート はいている はいている はいている はいている はいている はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる は	した。今後 プトの保管 理に係る。 実に行う。 実に行う。 実がかけ 業者を選別 で区立学	、受託業者で場別をは、受託をできる。 できる	に情報セキュか所に集約すいの注意を対しいの注意ををせっています。 乗らせるといはオフラインは再委託先はも	ュリティ対策に 一る、業務処理 払うとともに、 ひ照合確認を ・う本人確認。 作業などのも で終を結ばない ・校(園)等に	こ関する研( 理標準マニ 再審査紙し を、担当者及 ルールを徹 パキュリティが いこととした	対策が徹底されて
⑩死者	者の個人番号	[	保管	している	]	<選択 1)保管	肢> むている	2	)保管してい	いない
	具体的な保管方法	・デー してい		のサーバで	管理してる	おり、生存者	皆の個人番号	と同様の方	法にて安全	管理措置を実施
その他	也の措置の内容	_				- 1 TO 1 TO 1	nd v			
リスクへの対策は十分か		[	十分	うである	]		版> ニカを入れてレ ፱が残されてレ		)十分であ	る
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク										
リスクに対する措置の内容		理の中存され (予追は) (予追は) (本特)	中で不具合れ続けることがらの申請 ・情報・予防に措置〉 ・注に個人情報・	が発生した はない。 情に基づき、 接種記録管	場合、エラ 調査等を 管理/請求 )個人情報	ラーとして検 行い、正確 マ マ 支払シス・ は、住基及 ちい情報の	知できるような記録を確保 たムを活用し なび住民登録 まま保管され	に設定してい 保するために た情報連携! :外者の異動	いるため、古 必要な措置 に係る予防 情報を取得	係情報は、連携処 い情報のまま保 記を講じている。 接種事務におけ し、内部番号を
リスクへの対策は十分か		[	+5	うである	]	く選択 1) 特に 3) 課題	肢> ニ力を入れてレ ラが残されてレ	ハる 2 ハる	)十分であ	る

リスク	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク							
消去手順		[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	手順の内容	<ul><li>・CD等のします</li><li>・大健を ボークセ ション・ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、</li></ul>	の電子媒体について「た上で処分を行う。ステム上の特定個人ステム上の特定個人で表示しては全てので表示がなされないよ復元がなって確実によいないないよいよいよいまで、予防接種記録管となった情報ははいったバックアップでは、各情報については、各	よ、20年指さま、20年おいるプラタま手削かいまボーンボース <th>はいては、20年以 は、個人番号が表示され が事業者において、NIS 対去する。 支払システムを活用し を経て消去し、その記録 まで一タの連携又は運 ストレージに適用され</th> <th>する際は裁断し、データ復元が不可能な 以上保管するが、消去する際は、個人番号 れないよう処置を行う。 ST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠した た情報連携に係る予防接種事務におけ</th>	はいては、20年以 は、個人番号が表示され が事業者において、NIS 対去する。 支払システムを活用し を経て消去し、その記録 まで一タの連携又は運 ストレージに適用され	する際は裁断し、データ復元が不可能な 以上保管するが、消去する際は、個人番号 れないよう処置を行う。 ST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠した た情報連携に係る予防接種事務におけ		
その作	也の措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れて「 3)課題が残されて「	いる 2) 十分である いる		
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるそ	の他のリスク及びその	のリスクに	対する措置			
_								

# Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監	さい他のラス	
1. 1	11=1	
①自己点検		[ 十分に行っている ] く選択収え 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
		<健康システムの運用における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。
	具体的なチェック方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期 的に自己点検を実施することとしている。
		<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 江戸川区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基
		づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。
②監3	<b></b>	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
		<運用その他個人情報ファイルの取扱いの適正性について> 1、監査責任者である総務部長から委託された監査事業者が以下の観点により定期的に内部監査を行う。
		・評価書記載事項と運用状態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 2、監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。
	具体的な内容	く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
		くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP 監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
		<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 江戸川区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。
2 箱	業者に対する教育・	
	者に対する教育・啓発	
		〈健康システムの運用における措置〉 ·職員等(派遣職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ·委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。
	具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育 資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接 続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
		<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置>・江戸川区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。

#### 3. その他のリスク対策

く中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いに ついて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに 起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに 起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が 対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 江戸川区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

# V 開示請求、問合せ

1. 犋	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請;	求先	江戸川区健康部保健予防課 郵便番号 132-8507 江戸川区中央4-24-19/電話番号:03-5661-2464					
②請3	求方法	自己情報(開示・訂正・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。 URL: https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kusejoho/jouhoukoukai/jiko.jouho.html					
	特記事項	身分証明証等の提示により本人確認を行う。					
③手	数料等	[ 無料 ] (手数料額、納付方法:	<選択肢> 1) 有料	2) 無料			
④個人情報ファイル簿の公表		[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない			
	個人情報ファイル名	予防接種ファイル					
	公表場所	総務部総務課文書係					
⑤法*	令による特別の手続	_					
⑥個人情報ファイル簿への 不記載等		_					
2. 特	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
①連絡先		江戸川区健康部保健予防課 電話番号:03-5661-2464 ファックス:03-3655-9925					
②対応方法		・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務 課文書係に報告する。					

### Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	見の聴取
①方法	江戸川区意見公募手続に関する要綱に基づき、意見公募手続きを実施し、広く住民等の意見を聴取 する。
②実施日·期間	
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	

3. 第三者点検	3. 第三者点検						
①実施日							
②方法							
③結果							
4. 個人情報保護委員会の	)承認 【行政機関等のみ】						
①提出日							
②個人情報保護委員会による審査							

### (別添3)変更箇所

変更日	)変更箇所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【予防接種事務全体の概要】 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日号外法律第31号)等関連法令等に基づき、対象者への接種制奨、予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種配の実施、医療機関への接種養託料の支払い、接種配別の管理、保管、予防接種による健康被害教済給付に関する事務を行っている。 <取扱いの対象となる予防接種の種類>・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項)・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項)・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種・江戸川区任意予防接種・江戸川区任意予防接種・江戸川区任意予防接種	【予防接種事務全体の概要】 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法、 今等に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被善書教済給付に関する事務を行っている。 く取扱いの対象となる予防接種の種類>・予防接種法第6条第1項に基づく予防接種・予防接種法第6条第3項に基づく予防接種・予防接種・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種・江戸川区任意予防接種・江戸川区任意予防接種	事後	文言の修正であり、重要な変 更に当たらない
令和8年4月1日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務・情報連携のため、江戸川区は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。住民は、マイナポータ小等を介して予診票情報の入力、接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。・住民が、予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに発載された医療機関用アブリ又は医療機関のシステムで用いることにより、医療機関のシステムで用いることにより、影響情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。・自治体は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。・自治体は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。	○予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務 ・江戸川区は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・代民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アブリにおいてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・江戸川区は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能	予防接種の対象者を抽出し、予診票の発行歴を管理する。 接種歴の取り込み処理を行い、接種記録を管理する。 予防接種予診票の発行を行う。 接種証明書の発行を行う。 予防接種依頼書の発行を行う。 生活保護情報の確認を行う。 生活保護情報の確認を行う。 と話保護情報の対象者情報と接種情報を抽出し、 区の予約システムへ取込を行う。	予防接種の対象者を抽出し、予診票の発行歴を管理する。 接種歴の取り込み処理を行い、接種記録を管理する。 予防接種予診票の発行を行う。 接種済証等の発行を行う。 予防接種依頼書の発行を行う。 生活保護情報の確認を行う。 生身体障害者手帳情報の確認を行う。 予防接種の対象者情報と接種情報を抽出し、 区の予約システムへ取込を行う。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能	1. 住基情報の連携 : 住基システムにおいて登録された異動情報を 各業務システムに提供する。	1. 住基情報の連携 :住記システムにおいて登録された異動情報を 各業務システムに提供する。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ③他のシステムとの接続	□その他()	[O]その他(健康システム)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム システム3 ②システムの機能	4. 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、統合DB及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。	4. 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、統合DB及び住記システムとの間で情報既会内容情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム ②システム4	1. 機構への情報照会 :全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報の組合せをキーに都道所集知事保存本人確認情報 で表していた4情報の組合せをキーに都道所集知事保存本人確認情報のファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	1. 機構への情報照会 :全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は5情報(氏名、氏名のふりがな、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報服会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された5情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報グリルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和8年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム ①システム6	Public Medical Hub (PMH)	予診情報・予防接種記録管理/請求支払シス テム	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	①雛形の登録 予診票項目、通知文言等のひな形をPublic Medical Hub (PMH) へ登録する。 ②情報登録機能及びPMH-ID探番依頼機能等 江戸川区で管理している個人番号、対象者 情報、予診票情報及び接種記録をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、社会保険診療報 翻支払基金(以下、「支払基金)上いう。)の医 療保険者等向け中間サーバーと連動し、 PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採 番済みの個人番号であれば、採番は行わずに 既存のPMH-IDを利用する。 ※下欄に続く	《予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務》 ①予防接種関連データの登録機能 江戸川区は、健康システムからの情報連携 又は予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム画面への直接入力により、予診票項 関連データを予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ登録する。 ②情報登録機能及びPMH+一採番依頼機能等 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ登録する。 ②情報登録機能及びPMH+一採番依頼機能等 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに登録する。また、Public Medical Hux	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH) 初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けて Public Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 予防接種の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用 した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMH仮名識別子からPMH仮名識別子からPMH仮名識別子からPMH仮名識別子からPMHの名識別をマイナポータルへ 提供する。また、マイナポータルへログインして 矛診票の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH)はPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く予診票情報を登録する。	③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、マイナポータルからの予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けて予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能予防接種の対象者は、マイナポータルーでの電子証明書のシリアル番号に紐付(PMH仮名識別子を到明書のシリアル番号に紐付(PMH仮名識別子を発し、PMH板名間別子を対してマイナンパーカードの識別子を到明書のシリアル番号に紐付(PMH仮名識別子を持定し、PMH中に経域が接種記録・通知をマイナポータルへ上で予診票の入力画のから情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理ノボスタレイポータルへログインして予診票の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理ノ請求支払システムは、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHを漁業別子からPMHキーを特定し、PMH板名識別子からPMHキーを特定し、PMH板名識別子からPMHキーを特定し、PMH板名識別子からPMHキーを特定し、PMHを登録する。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	④情報連携機能(医療機関用アプリ) ・識別子の格物機能 医療機関用アプリはマイナンバーカードの 電子証明書のシリアル番号を用いてマイナ ボータル経由でPublic Medical Hub (PMH)に接 続する。医療機関用アプリからのPublic Medical Hub (PMH) 初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納 して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリは、マイナンバーカードの 電子証明書のシリアル番号を用いてマイナ ポータル経由で、Public Medical Hub (PMH)へ PMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMH一IDを特定し、PMH一IDに紐付く予診票情 機関が接種記録の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH)は PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH IDに紐付く接種記録を登録する。	④情報連携機能(医療機関用アプリ) ・本人確認情報の格納機能 予防接種対象者が、顔認証端末又はマイナ資格確認アプリを利用してマイナンバーカードで認証及の同意することにより、オンライン資格確認等システムを経由してPublic Medical Hublc本人確認情報を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリは、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ本人確認情報を利用した情報を入力と強認情報を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、Public Medical Hubから本人確認情報を取得し、本人確認情報に紐付(予防接種対象者番号をキーに予診票情報を医療機関用アブリに提供する。また、医療機関が接種記録の入力画・予防接種記録管としまり、予診情報・予防接種記録管の上により、予診情報・予防接種記録管の上により、予診情報・予防接種記録管の上により、予診情報・予防接種記録管としまり、予診情報・予防接種記録管としまり、予診情報・予防接種記録管を表しまり、予診情報・予防接種記録管を表しまり、予診情報・予防接種記録管を表しまり、予診情報・予防接種記録管を表しまり、予診情報・予防接種記録管を登録する。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム システム6 ②システムの機能		⑤情報連携機能(履歴照会回答システム) ・識別子の格納機能 予診情報・予防接種記録管理/請求支払 システムは接種記録等の情報を予防接種DB に連携し、予防接種DBにおいて予防接種の有 効性・安全性等の調査・研究を行う。予診情 報・予防接種記録管理/請求支払システムか ら履歴照会回答システムにPMHキーを連携 し、履歴照会回答システムはオンライン資格確 認等システムから被保険者番号等を取得し、 履歴照会回答システム上で生成したID5をPMH キーと紐づけて予診情報・予防接種記録管理 /請求支払システムに連携する。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム(③他のシステムとの接続	[O]その他(健康システム、マイナポータル、 医療保険者等向け中間サーバー)	[〇]その他(健康システム、マイナポータル、 医療機関アプリ、Public Medical Hub、履歴照 会回答システム、オンライン資格確認等システ ム)	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステムフで、システムの機能	・【住民向け機能】自ら受けることができるサー ビスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を 行った際の申請データ取得画面又は機能を、 地方故郷団体へ公開する機能	・【住民向け機能】自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体へ公開する機能	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付けられない
令和8年4月1日	I基本情報 4. 特定個人情報ファイルを 取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・予防接種法等関連法令等に基づき、予防接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を確認し、管内における予防接種の実施状況について的確に把握するため。 ・被接種者等への接種費用の助成に係る事務を行うため。 ・接種証明書等の発行業務を行うため。 ・健康被害が発生した際に迅速な救済を図るため。	・予防接種法等関連法令等に基づき、予防接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を確認し、管内における予防接種の実施状況について的確に把握するため。 ・被接種者等への接種費用の助成に係る事務を行うため。 ・接種済証等の発行業務を行うため。 ・健康被害が発生した際に迅速な救済を図るため。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表154の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表154の項	事後	誤記の訂正であり、重要な変 更に当たらない
令和8年4月1日	(別添1)事務の内容		予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの内容を追加 副本登録の流れを明記	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	(別添1)事務の内容	VII特定個人情報の登録・管理 (③情報連携のため、江戸川区は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の 個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び 接種記録の紐付け及び登録を行う。(LGWAN 回線等経由) ②PMHから接種記録等、必要な情報をダウン ロードし、既存システムへの取込、支払等の事 務処理を行う。 ※下欄に続く	VII予防接種記録の副本登録 ③予防接種情報を統合DB経由で中間サーバーへ提供する。 VIII予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種・事務 ②特定個人情報の登録・管理・江戸川区は、健康システムからの情報連携・ストム等に関係を関係を関係を関係を関係して対象者の個人番号を含む対象者情報と予防接種記録管理/請求支払システム画面への直接入力により、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム高いて対象者の個人番号を含む対象者情報と予防接種管理情報の紐付け及び登録を行う(LGWAN回線等経由)。江戸川区は予診情報・予防接種記録管理/ 請求支払システムから接種記録等、必要な情報を自動連携またはダウンロードし、健康管理が表も動連携またはダウンロードし、健康管理システム、等への取込を行う。・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	(別添1)事務の内容	21PMHへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。 VIIIPMH-ID採番 22PMHは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMH-IDを採番してPMHに回答する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMH-IDを投付番号を担けして、オンライン資格確認等システムへ連携する。 23オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMH-IDを紐付けて、マイナポータルには、新たにPMH原仮名識別子、PMH-IDと紐付けて、PMHに連携する。(違禁後、マイナポータルとからPMH-IDは削除される。)以降、242526が可能となる。(以マイナポータルへの通知と474ボータルへの通知と747ボータルへの適知と747ボータルへの通知を行うため、識別子(PMH仮名識別子)と通知情報を登録する。	②PMHキー採番 ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、Public Medical Hublこ対して個人番号を連携することで、オンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムと予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが連動するためのPMHキーの押けーパーを経由LPMHキーを接番して予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに回答する。・医療保険者等向け中間サーパーは、PMHキーと個人番号を組付けて、PMHキーと個人番号を組付けて、PMHキーと個人番号を組付けて、PMHキーと個人番号を担付けて、PMHキーと個人番号を担付けて、PMHキーと個人名職別子とPMHキーを組付けて、マイナポータルに連携する。・マイナポータルに連携する。・マイナポータルに連携する。・マイナポータルに連携する。連携後、マイナポータルに通知・予防接種記録管理/請求支払システムに連携する。連携後、マイナポータルと別の通知・予防持種記録管理/請求支払システムに連携する。でイナポータルとの通知・予防持種記録管理/請求支払システムからPMHキーは削除される。以降、②②②③⑤が可能となる。②マイナポータルと動力を開発記録管理/請求支払システムからマイナボータルと観告を管理/請求支払システムからマイナボータルに識別子(PMH仮名識別子)と通知情報を登録する。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	(別添1)事務の内容	Xマイナポータルからの入力・取得(予診票・接種記録) 25住民は、マイナポータル経由でPMHへの予 診票の事前入力や、PMHから接種記録や通知 情報を閲覧/取得する。 XI医療機関からの入力・取得(予診票・接種記録) 26医療機関が医療機関用アプリを利用し、マイ ナポータル経由で、接種時に住民から本人同 意を得て、事前入力された予診票及び接種記 録の閲覧/取得/入力を行う。	②マイナポータルからの入力・取得(予診票・接種記録) ・住民は、マイナポータル経由で予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへの予診票の事前入力や、予診情報・予防接種記録や通知情報を閲覧/取得する。 ②医療機関所アプリからの入力・取得(予診票・接種記録) ・医療機関が医療機関用アプリを利用し、接種にに住民からマイナンバーカードによる本人確認を経て、事前入力された予診票及び接種記録の間覧/取得/入力を行う。 ②DID取機・予防接種DBへの接種記録等の連携時に個人を特定する識別子情報として、予診情報と下個人を特定する識別子情報として、予診情履歴照会回答システム経由でID5を取得する。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長 が行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼 を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載 のない者。	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない、予防接種の対象者	事後	リスクを軽減する修正であり、 重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。・4情報、その他住民票関係情報 対象者の接福日時点の年齢、居住地等を把握するために保有。・健康・医療関係情報:接種した予防接種の種類、ワクチン名、Lotkn等を把握するために保有。・障害者福祉関係情報:B類疾病に該当するために保有。・生活保護・社会福祉関係情報:B類疾病にはいて、接種対象者要件に該当するか把握するために保有。・生活保護・社会福祉関係情報:B類疾病に試いて、自己負担免除要件に該当するか把握を訪り、自己自己的に保有。・生活保護・社会福祉関係情報:B類疾病に試いて、自己負担免除要件に該当するか把握を助け、自己の関係を関係を関係を関係を関係を表しために保有。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報、対象者を正確に特定するために保有。・・5情報、その他住民票関係情報、対象者な経種日時点の年齢、居住地等を把握するために保存。・健康、医療関係情報・接種した予防接種の種類、ワクチン名、LotNo等を把握するために保有。・障害者福祉関係情報・B類疾病に該当するかいて、接種対象者要件に該当するか把握するために保有・・生活保護・社会福祉関係情報・B類疾病に該当するために保有・・生活保護・社会福祉関係情報・B類疾病に該当するために保有・・・進別情報(その他識別情報)・PMHキー、PMH仮名識別子、PMH連携するために保有・・識別情報(その他識別情報)・PMHキー、PMH仮名識別子、PMH連携・オー、予防接種対象者番号、ID5・・予診情報・予防接種対象管理/請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。・・業務関係報(その他)予防接種記録管理/請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。・・業務関係報(その他)予防接種記録管理/請求支払システムが、外部と情報・配(予防接種記録管理/請求支払システムが、外部と情報・銀(その世)を防接種記録管理/請求支払システムが、外部と情報・運行の登録を管理/言求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。・	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム 福祉システム 医療保険者等向け中間サーバー 医療機関用アプリマイナポータルサービス検索・電子申請機能)	[O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム 福祉システム Public Medical Hub 医療機関用アプリ マイナポータル サービス検索・電子申請機能)	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使 用 ③入手の時期・頻度	〇定期的に入手する事務 ・健康・医療関係情報:江戸川区内の医療機関 ・での接種記録関係情報:江戸川区医療機関についての接種記録関係情報を月1回医療機関については江戸川区医師会を通じて月1回取得。)江戸川区を除く特別区内の医療機関で江戸川区 民が接種した予防接種記録関係情報は、特別区各区より年2回取得。・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に疑似リアル連携。	〇定期的に入手する事務 ・健康・医療関係情報:江戸川区内の医療機関 での予防接種記録を月1回医療機関より取得。(江戸川区医師会加盟医療機関については江戸川区医師会を通じて月1回取得。)江戸川区を除く特別区内の医療機関での予防接種 記録は、特別区各区より年2回取得。 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に疑似リアル連携。 ※下欄に続く	事後	文言の修正であり、重要な変 更に当たらない
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(追加)	・障害者福祉関係情報:日時連携で取得 ※下欄に続く	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
	<ul><li>Ⅱ特定個人情報ファイルの概要</li><li>3、特定個人情報の入手・使用</li><li>③入手の時期・頻度</li></ul>	<ul><li>生活保護受給者の受給区分 日次連携で取得</li></ul>	・生活保護・社会福祉関係情報:日次連携で取得	事後	文言の修正であり、重要な変 更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ③入手の時期・頻度	〇個別に対応する事務 ・障害者福祉関係情報・B類疾病に該当する定期の予防接種において、身体障害者手帳情報を確認する目的で取得。 ・転入者等の予防接種記録関係情報・情報・ポットワークシステムを使用して、他自治を会する都度随時取得。・定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態を付の申請があった際に、本人より取得。・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない児童への予防接種の実施依頼があった際に本人(親権者)より取得。・江戸川区長の依頼により、他自治体で予防接種を受けた方の予防接種配験側係情報を明書の交付のため、接種者から交付申請があった複記が必要になる都を受けのため、接種者から交付申請があった複記がの完全が必要になる都度。	〇個別に対応する事務 予防接種予診票や接種済証等の交付時や健 康被害教済制度の申請時等に都度取得。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ③入手の時期・頻度	OPublic Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務・PMH-IDの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。・江戸川区がPMHに登録した予診票のひな形に対して、住民がマイナポータル等を介して接種前に予診票情報を入事し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。 接種時に、従来の紙の予診票に代えて、医療機関のプレットに搭載された医療機関用アプリを用いて、住民がマイナンバーカードで認証した同意することにより、医療機関が入力した予診票情報、接種配録を個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。	〇予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムがPMHキーの採番処理依頼時に都度、Public Medical Hubから特定個人情報を入手する。・江戸川区が予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに登録した予診票のひな形に対して、住民が接種前にマイナポータル等を介して予診票情報を入力することにより、江戸川区が個人情報を入手し、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。・大程時に、医療機関のタブレットに搭載された医療機関用アブリ又は医療機関での顕認証証することにより、医療機関がクブレットに搭載された医療機関用アブリ又は医療機関での顕認証証することにより、医療機関がスカレた予診票情報、接種記録を個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録を個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録を個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録を個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録を個人情報として入手し、持報となる。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④入手に係る妥当性	・予防接種記録関係情報については、予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第3条に示されてるとおり記録・保管する目的で取得している。・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。・生活保護情報については「江戸川区日類疾病・予防接種実施要綱」及び「江戸川区日意予防接種等施要綱」記されている対象者要件に該当するか確認するために取得している。・身体障害者手帳情報については「江戸川区 野疾病予防接種実施要綱」に記されている対象者要件に該当するか確認するために取得している。・予防接種健康被害発生時の給付の申請情報については、予防接種健康被害発生時の給付の申請情報については、予防接種健康被害発生時の給付の申請情報については、予防接種は施行規則第10条・11条に基づいて取得している。	類状柄ア防疫性美地安制」に記されている対象者要件に該当するか確認するために取得している。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使 用 ④入手に係る妥当性	(PMH-ID採番処理依頼時に入手される特定個人情報)・外部との情報連携のため、PMH-IDの採番処理依頼時に区療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。 でその他:個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報)、利手にあたって、既存事務と同様に予診票の接種をなる情報の代理人から情報を入手し、予診票の接種を実施する医療機関から入手する必要がある。・予診票の事前入力のオンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナポータによる認証(本人確認)の後、本人又は本人の代理人の同意に受託して入力され、入力した情報は、接種を受断する医療機関で確認され、接種の可否を判断では、タブレットに搭載された医療機関では、タブレットに搭載されたた医療機関では、タブレットに搭載された医療機関である。医療機関での本人確認とれ、接種の利便性の向上及び、情報の入手期間が短にある。医療機関での本人確認後、医療機関にの利便性の向上及び、情報の入手期間が短にある。医療機関での本人を認後、医療機関にファイナで認証して同意するとにより行政事務の効率にが図られる。医療機関での本人を記して見まするとにより、予診票情報を確認して予診・問診を行い、接種後に接種記録の入力を行う。	《予診情報·予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務》(PMHキー採番処理依頼時に入手される特定個人情報と、外部との情報連携のため、中特定個人情報は、外部との情報連携のため、中特定個人情報は、外部との情報連携のため、中期出土の投棄が開始して医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。(その他:個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにおいて個報)江戸川区が入手する特定個人情報となる情報)江戸川区が入手する特定個人情報となる情報)江戸川区が入手する特定個人情報となる情報)江戸川区が人手する特定個人情報を入手、下事診票の医師記入欄及び接種記録は、予下部裏の医師記入欄及び接種記録は、予予診票の医師記入欄及び接種記録は、予予診票の医師記入欄及び接種記録は、予予診理の自上が図られる。マイナポータルではマイナンバーカードによる認証(本人の代理人の代達人の管室に基づいて情報が入力される。接種を受託する医療機関は、当該情報確認し、接種の可否を判断する。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性		・医療機関において、タブレットに搭載された医療機関用アブリを用いた予診票の確認・接種記録がオンライン化されることにより住民及び医療機関の利便性の向上が図られる。また、情報の入手期間が短縮されることにより行政事務の効率化が図られる。医療機関での本人確認後、医療機関用アブリ又は顔認証端末を用いて本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで認証することにより、医療機関が予診票情報を確認して予診・問診を行い、接種後に接種記録の入力を行う。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑤本人への明示	も、接種済の予診票が区に提出されることを明記し、本人(親権者)から署名を得た上で取得している。 ・住民票関係情報は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき取得・利用している。 ・生活保護情報及び身体障害者手帳情報については、江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項の規定に基づき取得・利用している。・生活保護情報については「江戸川区日意予防接種実施要綱」及び「江戸川区日意予防接種実施要綱」で自己負担金免除の要件として示している。 ・身体障害者手帳情報については「江戸川区日類疾病予防接種等施要綱」で自己負担金免除の要件として示している。 ・身体障害者手帳情報については「江戸川区日類疾病予防接種関を施要綱」で自己負担金免除の要件として示している。 ・身体障害者手帳情報については「江戸川区日類疾病予防接種を形異がで対象を示している。・予防接種健康被害発生時の給付の申請関係	・健康・医療関係情報については、予防接種法等関連法令(予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条)に、区市町村が予防接種に関する記録を作成・保管する義務が明接種活め、予防接種・診票においても、を明記されており、予防接種・予診票においても、とを明記し、本人、親権者)から署名を得た上で取得している。・住民票関係情報は、住民基本台帳法(昭和42年法律第31号)第1条の規定に基づき取得・利用している。・生活保護・社会福祉関係情報については、江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項の規定に基づき取得・利用しており、「江戸川区日預定病予防接種等変施要綱」で自己負担金・障害者は関係情報については、江戸川区田人番号の利用に関する条例第4条第1項の関定に基づき取得・利用しており、「江戸川区日意・下の要件として示している。・障害者は関係情報については、江戸川区田規定病事が接種実施要綱」で、対象機能障害を関別及び等級を示している。・予防接種健康被害発生時の総付の申請関係情報の取得については、予防接種法施行規則に明記されている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・他自治体で予防接種を実施する際の接種記録関係情報の入手について、他自治体から取得する場合は、区発行の依頼文に、実施した予防接種記録について依頼先自治体より報告を受けることを明記している。本人から取得する場合は、利用目的を本人に明示する。・新型コカナウイルス感染症対策に係る予防接型が高については、接種者からの同意を得て入手する。・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する情報については、利用目的を明示した上で入手している。マイナポータル及び医療機関用アプリでは、本人又は本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、同意することにより入手する。	〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務〉 ・本人又は本人の代理人から入手する情報については、利用目的を明示した上で入手している。マイナポータル及び医療機関用アプリでは、本人又は本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、同意することにより入手する。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	<ul><li>取特定個人情報ファイルの概要</li><li>3. 特定個人情報の入手・使用</li><li>③使用方法</li></ul>	I 予防接種の対象者抽出 ・生年月日、接種歴から予防接種の対象者を 抽出し、抽出した情報を外部委託業者へ提供 し、予防接種予診票の印刷・封入封緘を依頼 する。 II 予防接種の接種記録の管理 ・医療機関等より取得した予防接種記録を、予 防接種の実施状況を参照するために管理・ 使用する。 ・医療機関での接種歴入手に当たっては、まず 本人に発行した予診票をもって医療機関で予 防接種を行い、その後医療機関若しくは、江戸 ・の後、回収した接種済予診票の記録をデータ に起こしてシステムに取り込み作業を行う。 III 健康被害の教済措置 ・予防接種による健康援し、迅速な教済を図ること を目的として使用する。 ※下欄に続く	I 予防接種関係の帳票類作成・対象者の予防接種関係の帳票類を作成する。  Ⅱ 予防接種の接種記録の管理・医療機関等より取得した予防接種記録を、予防接種法施行規則第3条に基づき健康ンステム内で保管し、不適切な予防接種を防ぐため、予防接種の実施状況を参照するために管理・使用する。・医療機関での接種歴入手に当たっては、まず本人に発行した予診票をもって医療機関で予防接種を行い、その後医療機関苦しくは江戸・医師会から接種済予診票の記録をデータに起こしてシステムに取り込み作業を行う。  Ⅲ 健康被害の教済措置・予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な教済を図ることを目的として使用する。 ※下欄に続く	事前	重要な変更
令和8年4月1日	<ul><li>取特定個人情報ファイルの概要</li><li>3. 特定個人情報の入手・使用</li><li>⑧使用方法</li></ul>	IV 生活保護情報の確認 ・健康システムにて生活保護情報を確認し、受給を確認できた者に自己負担を免除した予防接種予診票を発行する。 V 身体障害者手帳確認 ・福祉システムから身体障害者手帳の状況を確認し、対象者要件を満たす者に予防接種予診票を発行する。 VI 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・江戸川区への転入者について、転出元市町村種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。・・江戸川区からの転出者について、転出先市町に特定個人情報を使用する。・・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ※下欄に続く	IV 予防接種の自己負担免除要件の確認 -B類疾病に該当する定期の予防接種及び任意予防接種において、生活保護・社会福祉関係情報により、自己負担免除要件に該当するかを確認する。 V 接種対象者要件の確認 -B類疾病に該当する定期の予防接種において、障害者福祉関係情報により、接種対象要件に該当するかを確認する。 ※下欄に続く	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・使 順 (②使用方法	Medical Hub(小門/が末付 3 も個人番号及び 基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所) と支払基金が医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突 合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐこ とが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実 装予定) ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向 け中間サーバーから既存の紐付番号とともに オンライン資格能認等システムに連携され、更 にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別 子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH)で共有されることでPublic Medical Hub (PMH)がらマイナポータルへの通知、マイナ ポータルや医療機関用アプリ(マイナポータル	防接種記録管理/請求支払システムへ本事 報、予診票情報及び予防接種管理情報の組 特別を表している。 ・登録後、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム、 ・登録後、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、 を登録を、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは見い。 を登録を、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを をとしてのかりとしての出す。 医療保険者等向け中間サーバーは、情報連 財子としてPMHキーを採番して個多齢 展の世、にかりに「他付に日本のとして「一般を 報・予防接種記録管理/請求支払システムに が、として、といるといる。 ・予防接種記録管理/請求支払システムに ・アのは、一般である。 ・アのは、一般では、一般では、一般である。 ・アのは、一般である。 ・アのは、一般では、一般では、一般である。 ・アのは、一般では、一般では、一般では、 をでする。 ・アのは、一般では、 ・アのが、 ・アのは、 ・アのできととものです。 ・アのは、 ・アのは、 ・アのできといるできまで。 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのいるで、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのいるのでのは、 ・アのいるでのでいるでのでいるでは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アといるでは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アのは、 ・アといるでは、 ・アといるが、 ・アとい	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法 情報の突合	(1)住民票関係情報と医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者の抽出を行う。 (2)住民票関係情報と医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者に給付を行う。 (3)住民票関係情報と福祉関係情報を突合して、身体障害者手帳の発行状況を確認する。 (4)住民票関係情報を生活保護情報を突合して、生活保護受給情報を確認する。 (5)PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub(PMH)が保有する個人番号及び基本情報(力ナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実装予定)	(1)住民票関係情報と健康・医療関係情報を 突合して、接種記録を確認し、対象者の抽出を 行う。 (2)住民票関係情報と健康・医療関係情報を 突合して、接種記録を確認し、対象者に給付を 行う。 (3)住民票関係情報と障害者福祉関係情報を 突合して、身体障害者手帳の発行状況を確認 する。 (4)住民票関係情報と生活保護・社会福祉関係情報を 疾信報を突合して、受給情報を確認する。	事後	文言の修正であり、重要な変更に当たらない
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法 情報の統計分析	(1) 以下を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。 ・厚生労働省への接種状況報告 (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。 (3) 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。	事後	文言の修正であり、重要な変 更に当たらない
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法 等関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長 が行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼 を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載 のない児童。	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない、予防接種公対象者	事後	リスクを軽減する修正であり、 重要な変更に当たらない
令和8年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法		以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託方の条称、代表者及び所在地 ・再委託方る業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託ものセキュリティ管理体制 等	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項		事案に応じて、適宜調整。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲対象となる本人の範囲	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない児童。	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない、予防接種と対象者	事後	リスクを軽減する修正であり、 重要な変更に当たらない
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携 に係る予防接種の事務における特定個人情報 ファイルの一部の取扱		事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務	予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲対象となる本人の範囲	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない児童。	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	Public Medical Hub (PMH) は国(デジタル庁) が構築し、希望する江戸川区が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMH-IDの 接番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。 にたじ、PMHに格納された特定個人情報は、ただし、PMHに格納された特定個人情報は、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁) は特定個人情報にアクセスすることはない。	予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは公益社団法人国民健康保険中央会(以下、国保中央会という。)が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMHキーの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。ただし、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに格納された特定個人情報は、自動処理により再々委託先(これ以降の全ての委託を含む。以下、同じ。)に情報連携されるため、東京都国民健康保険団体連合会(以下、東京都国保連合会という。)及び国保中央会は特定個人情報にアクセスすることはない。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	■特定個人情報ファイルの概 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	国(デジタル庁)	東京都国保連合会	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 再委託 ③再委託事項	・Public Medical Hub(PMH)の運用保守・PMH-IDの採番及びPMH-IDを介した医療機関用アプリ・マイナポータルへの情報連携※情報連携はPMH-IDを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。	・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの運用保守 ・PMHキーの採番及びPMHキーを介した医療機関用アブリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移 転 提供先2	市町村長	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表26の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ③提供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項に掲げる事項)	予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項に掲げる事項)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表26の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ③提供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3	予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項に掲げる事項)	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先5	都道府県知事	厚生労働大臣	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	<ul><li>Ⅱ特定個人情報ファイルの概</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転</li><li>提供先5</li><li>①法令上の根拠</li></ul>	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表153の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表154の項	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ③提供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項に掲げる事項)	予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3 条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表154の項に掲げる事項)	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ⑦時期・頻度	他自治体より情報照会があった都度	情報照会があった都度	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先6	厚生労働大臣	削除	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表154の項	削除	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先6 ②提供先における用途	予防接種に関する記録の作成	削除	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供先6 ③提供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行規則第3条に掲げる事項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表154の項に掲げる事項)	削除	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 (④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未满	削除	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先6 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの概 5.特定個人情報の提供・移 転提供先6 ⑥提供方法	情報提供ネットワークシステム	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの概 5.特定個人情報の提供・移 転提供先6 ⑦時期・頻度	他自治体より情報照会があった都度	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和8年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消 法①保管場所	とができる。 ・江戸川区の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウド	《予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務》 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事方がに、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスが、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得しているさで、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・論理的に区分された江戸川区の領域にデータを保管する。・・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・論理的に区分された江戸川区の領域にデータを保管する。・・増局人者の表のデータは、暗号化処理をする。・・個人情報にアクセスできないように制御している。・国保中央会や医療機関なび住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・・国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	I 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 3.消去方法	《Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る措置》・江戸川区の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。・江戸川区の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、laaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウド サービス事業者からはデータにアクセスできな	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	(別添2)ファイル記録項目	OPublic Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加の記録項個人番号/PMH-ID/PMH仮名識別子/基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)/自治体業務ID/連携ファイル名/連門フラグ(リカバリー/不開示/閲覧停止)/変更区分/消除の異動日/その他管理番号・ID等(予防接種対象者番号)/機関マスタID/機関ユーザー区分/ユーザー権限ID/個人番号閲覧可が、アラグ/ユーザー削除プラグ/ューザー機関の個人番号閲覧可が、アラグ/ユーザー削除プラグ/ューザーの答りを発表を関した。 第17ラグ/ユーザー削除プラグ/項目ID/管理ID/更新日時/回答印例/自答内容/方防接種を関して、一方に表別で回答のを加速ステータス/回答日時/接種不可フラグ/予防接種予定ID/組み合わせ番号/強制失効け、予防接種記録ID/予防接種でID/組み合わせ番号/強制失効け、予防接種でID/組み合わせ番号/強制失効け、予防接種でID/組み合わせ番号/強制失効け、予防接種でID/組み合わせ番号/強制を対した。例表に対し、一が一方に対し、一が一方の持護を開発では、一が一方の方が、といい、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では	者氏名/自治体コード/自治体業務ID/連携ファイル名/連携日時/連携処理ステータス/エラー内容/制加フラグ(リカバ)リー・不開示。閲覧停止)/変更区分/消除の異動日/その他管理番号・ID等(予防接種対象者番号)/その他区分等(2)ユーザー情報機関マスタID/機関ユーザーID/メールアドレス/ユーザー氏名/ユーザー医分/ユーザー権限ID/個人番号閲覧可能フラグ/ユーザー制除フラグ(3)予診票情報項目D/管理ID/更新日時/回答ID/回答内容/回答処理ステータス/回答日時/接種不可フラグ/予防接種設定ID/予防接種管理ID/組み合わせ番号/強制失効日/勧奨目	事前	事後で足りるが 任意に事前に提出
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様と基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。・江戸川区民の生活保護情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。・身体障害者手帳情報の入手方法は、福祉と以よう運用上限定しているため、必要な情報以外を入手することはない。・住民、他自治体情報は、1件ごとに基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。・・市町村口ミュニケーションサーバー(以下「市町村区S」という。)からの住基情報の入手は、事前に健康システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。 ※下欄に続く	・個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。・生活保護・社会福祉関係情報の入手方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。・障害者福祉関係情報の入手方法は、福祉システムにて入力した情報を統合DB経由で取得する方法又は本人から取得報を統合BB経由で取得する方法、主管部署に提供を依頼する方法、主管部署に提供を依頼する方法、主管部署に提供を依頼する方法にに入力した情報を統合BB経由で取得する方法、主管部署に提供を依頼する方法にに入力した情報を統合BB経由で取得する方法、主管部署に提供を依頼する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。・住民、他自治体、医療機関等から入手する申請情報・予防技種情報は、1件ごとに基本5情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。・市町村口ミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。からの住基情報の入手は、事前に健康システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。※下欄に続く	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手 防止するための措置の内容	・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH) が保有する個人番号及び基本情報(力ナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払本情報(力ナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払本 金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する限りをでして対象者以外の情報の入手を防止する。(当該機能は、R6年度中に実装予定)・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アブリでマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連接され、医療機関用アブリでマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連接され、医療機関用アブリでマイナンバーカードを利用した認証により、本人の情報のみがPublic Medical Hub (PMH)へ連携される。・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)に連携し、その本人確認外の個人番号を医療保険者等向け中間サバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	(削除) ※下欄に続く	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手リスク1 対象者2.特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・サービス検索・電子申請機能からの電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。	カードを利用した認証により本人の情報のみ	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	ることはない。 ・生活保護・社会福祉関係情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様頂する方法、主管部署に提供を収定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・健書者福祉関係情報の入手方法は、福祉システムにて入力した情報を統合DB経由で予停する方法、根本付定的のれたインタフェース仕様に基づき取得のでありたが、大きなでは、大きない。、・中では、大きない。、・中では、大きない。、・中では、大きない。、・中では、大きない。・・市の大きない。・・市の大きない。・・市の大きない。・・市の大きない。・・市の大きない。・・市の大きない。・・市の大きない。・・市の大きない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	た情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。・生活保護・社会福祉関係情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき取得する方法、主管部署に提供を依頼する方法以本人から取得する方法、早年ることはない。・ 応書者福祉関係情報の入手方法は、福祉システムにて入力した情報を統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき取得する方法、福祉システムにて入力した情報を統合DB経由で予得する方法、本人から取得する方法、大工とはなります。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH) へは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH-IDと個人番号) のみが返却されるようシステム的に制御している。 佐療機関から医療機関用アプリを介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステム的に制御している。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるようシステム的に制御している。 ・サービス検索・電子申請機能からの電子申請では、国の標準基準様式により申請に必要な項目のみを入力する様式とし、必要最小限の情報となるようにする。	<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステム的に制御している。・医療機関から医療機関用アプリを介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステム的に制御している。・本人が、マイナポータルヘログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるようシステム的に制御している。・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるようシステム的に制御している。・	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対等	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報、生活保護情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。・身体障害者手帳情報の入手については、システムの利用者を限定し、アクセス制限をすることにより、詐取・奪取が行われないようにしている。・住民、他自治体、医療機関等からの入手する申請情報・予防接種情報は、予め決められた方法、職員による郵送受付等)に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。・市町村のSIは生体認証による認証を行っているため、市町村のSIで建設した情報を健康されているため、市町村のSIで建設した情報を健康されているため、市町村のSIで建設した情報を健康されているため、市町村のSIでは認した情報を健康されているため、市町村の日本のでは、システム自動処理により、定められたゲータ頃(PMH-IDと個人番号)のみが返却されるようシステム的に制御している。・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村では、市区町村では、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ※下欄に続く	・統合DB経由で取得する個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報、原書福祉関係情報、アラステムのカーバー間通信に限定することで、安全担保している。・統合DB経由以外の方法で取得する生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報の入手については、システムの利用者を限定し、アクセス制限をすることにより、詐取・奪取が行われないようにしている。・住民、他自治体、医療機関等からの入手する申請情報・予防接種情報は、予め決められた方法、職員による窓口受付、職員による郵送受付等)に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。・市町村のSは生体認証による認証を行っているため、市町村のSは生体認証による認証を行っているため、市町村のSは生体認証による認証を行っているため、市町村の日本続きを採し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請する一とで、住民に過剰な負担をかけることなて電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容	・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置>・医療保険者等的け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ側(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステム的に制御している。・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システ診情報・予防接種記録管理/請求支払システ診情報・予防接種記録管理/請求支払システ診情報・予防接種記録管理/請求支払システ診情報・予防接種記録では、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・統合DB等庁内システムから入手する情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。 ・医療機関、他自治体、本人から入手する予防接種情報は、予診票等に記載された接種番号又は基本4情報に基づき、健康システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申請書を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には、通知カードと頗写真付の証明書(運転免許証、パスポート等)に基づき、本人確認を行う。 ・Public Medical Hub (PMH) が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号カードの署名用電子署名た付きとなり、電子関係となり、電子署名付与海スの個人番号カードの署名展音号ではない。電子書号付き方となり、電子関係を表表を付きたの個人番号の個人番号カードの書名用電子署名付与海スの個人番号の個人番号を開発を表表を付きてきまである。これにより、本人確認を実施する。	・統合DB等庁内システムから入手する情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。 ・医療機関、他自治体、本人から入手する予防接種情報は、予診票等に記載された接種番号又は基本5情報に基づき、健康システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申請書を受け取るような場合には、個人番号カードがない場合には通知カードと顧写真付の証明書連建を行う。・・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号が出来があるとと解しまるでは、一個大量の一般であるととはなめ、による電子を表しました。一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 個人番号の真正性の確認の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。 ・Public Medical Hub (PMH) が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務におら追加措置シ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが提供した個人番号をはPublic Medical Hubから加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	れば、調査を行い、誤りが確認できた場合に修 正を行っている。 ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH)が保有する個人番号及び基本情報 (カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基 金の医療保険者等向け中間サーバーで保有 する個人番号及び基本情報とを突合する誤り	権で修正することで、正確性を確保している。 ・住民からの申請等により、誤り等の指摘があれば、調査を行い、誤りが確認できた場合に修正を行っている。 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 ・個人番号及び基本情報の正確性は、既存事務において住記システムとの連携等により担	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2、特定個人情報の入手リスク4 リスクに対する措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報、生活保護情報の入手は、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。・身体障害者手帳情報の入手については、システムの利用者を限定し、アクセス制限をすることにより情報漏えい・紛失等を防止している。・医療機関、他自治体、本人から提出された予防接種情報の入手については、提出先を事報漏えい・紛失等を防止している。・医療機関、他自治体、本人から提出された予防接種情報の入手については、提出先を事業漏えい・紛失等を防止している。・市町村CSで確認した住基情報を健康システムに含数する際には、市町村CSでの確認結の入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで・認した紙、電子媒体を、健康システムへとで調えいを防止している。・Public Medical Hub (PMH)への連携は、直接接続ではなく、マイナポータルAPI経由の接続のみが認められ、通信内容は、情報漏洩を防止するために暗号化される。・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体される。・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体される。・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	・統合DB経由で取得する個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、摩書者福祉関係情報、東書者福祉関係情報、アータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。・統合DB経由以外の方法で取得する生活保報の入手については、システムの利用者を限し、アクセス制限条情報の入手については、システムの利用者を限し、アクセス制限条情報の入手については、システムの利用者を限し、アクセス制度をすることにより情報漏えい・紛失等を防止している。・医療機関、他自治体、本人から提出された予防接種情報の入手につけた誤り等による情報のよい・紛失等を防止している。・・市町村CSで確認した住基情報を健康システムに登録する際には、市町村CSでの確認とた紙、電子媒体を、健康システムとで記載した紙、電子媒体を、健康システムとで高えいを防止している。・サービス検索・電子専事講機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。・※下欄に続く	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 リスク4 リスクに対する措置の内容		<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置シ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムと支払基金の医療保険者等向け中間域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。 ・健康システムは、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへの連携時にLGWAN回線による閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために明明を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「エファイルの概要」の2④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。 ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする江戸川区の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者とか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関用アプリや住民からマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。	・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにアクセスする江戸川区の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システ診情報・推展のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク2 具体的な管理方法	・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとバスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。・健康システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。・健康システムの操作において、ユーザID/バスワードにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。 ※下欄に続く	要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・健康システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・健康システムの操作において、ユーザID/パ	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	PMHにおいては、権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。・・江戸川区は、Public Medical Hub (PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。・Public Medical Hub (PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。・Public Medical Hub (PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に限定して発行される。・端末は、限定された者しかログインできない。・Public Medical Hub (PMH)における特定個の関域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	く予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。・・江戸川区は、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムのアクセス権限を管理する管理者を定める。・・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムのログインはユーザID・パスワードで行う。・・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへのログイン用のユーザIDは、管理とは、対してユーザ登録を事前 申請した者に限定して発行される。・・端末は、限定された者しかログインできない。・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。・・現存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへの連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課いらの人事情報に基づき、DX推進課にて行内ネットワークのフグイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請とう。DX推進課にてにカードの発行、失効、庁のネットワークへのログイン権限を設定している。・健康アンステムの利用権限を看するユーザIDを表している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。すた、オープIDに有効期限を設定している。・プローザIDに、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申却には、管理者に表しる。を管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、中ス権限を付与する。・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課にで行い、職員課にの人事情報に基づき、DX推進課にで行内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。・健康システムの利用権限を有するユーザDの発行、失効は、職員アクセス管理権度を有する職員にて、ユーザDの発行、失効は、契約期間に応じて、ユーザDの発行、失効は、契約期間に応じて、ユーザDに有効期限を設定している。また、非正規職員にて、ローデのに管理している。また、非正規職員にない、契約期間に応じて、ユーザDに有効期限を設定している。・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を行与する。・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。  〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへのログイン用のユーザDは、管理者に対して管理表に基づき、不要となったアクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき、適かまでは、第一次を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが 残存しないようにしている。 ・健康システムの利田権限を有するユーザID	・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユー	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3、特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバーへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。・ユーザIDとともに、健康システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、システムへのアクセスログ、システムへのアクセスログ、システムへのアクセスログ、システムへのアクセスログ、システムへのアクセスログ、大学に関する。	・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバーへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。・ユーザIDとともに、健康システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、システムへのアクセスログ、システムへのアクセスログ、システムへのアクセスログ、システムへのアクセスログ、システムへのアクセスログ、システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置>・江戸川区は、システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク3 リスク3	(追加)	〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉・江戸川区は、特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する数でするとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従業者に対して情報セキュリテムに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。江戸川区は、当該教育の実施について履行確認を行う。再委託先においても同様の取扱とする。江戸川区は、操作中グの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンブライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4 リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの作成は、入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しは区による	・バックアップファイルの作成は、入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しは区による承認を必須としている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定の端末で行い、出力機器の一元管、誰がいつ使用したかを特定できるようにしている。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ※下欄に続く	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク4 リスク4		〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルを予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。・・江戸川区の既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理/請求支払漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LCWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続の分が認められ、一手診情報・予防接種記録管理/請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。・・システムにアクセスで高戦員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人 情報保護に関する特約条項」に基づき、個人 の対策措置を講ずること」と記載している。 ・江戸川区は、Public Medical Hub (PMH)の利 用・情報連携業務及び運用保守業務における 特定個人情報の取扱いを国(デジタル庁)に委 ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイ ドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる国(デジタル庁)の設備、技術水準、従業者 に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。	・委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずることと記載している。 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 江戸対払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを東京都国保連合会に委託し、東京都国保連合会は国保中央会に再委託することとする。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、国保中央会の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 者で国人情報ファイルの閲覧 者と更新者の制限 具体的な制限方法	・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限 定する。	・江戸川区がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉・江戸川区がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・江戸川区は、アクセス権限を付与する者を必	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	・庁内、データセンタでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を発している。・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、作業場所の入退室管理を行い、特定個人情報ファイルへのアウセス履歴を取得することで、不正なアクセスを防止している。・特定個人情報の取り扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 ※再委託先(PMH-ID採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。	・庁内、データセンタでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。・・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、作業場所の入退室管理を行い、特定個人情報ファイルへのアクセス履歴を取得することで、不正なアクセスを防止している。・特定個人情報の取り扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用追ぬ特定個人情報の取り扱いのログを保存し、江戸川区は特定個人情報の取り扱いのログを保存し、江戸川区は特定個人情報の下きる。※再々委託先(PMHキー採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール連守の確認方法	(追加)	〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉・委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から他者への提供は行わない。・江戸川区は委託契約に基づき、委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール連守の確認方法	(追加)	《予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置》・委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。・・江戸川区は委託契約に基づき、委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルールルールの内容及びルール連守の確認方法	(追加)	〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務におる追加措置〉・委託契約終了後は予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに保管していた全ての特定個人情報を国保中央会が消去する。・特定個人情報を基煤体で保管しない。・委託契約書に基づき、江戸川区は消去について国保中央会から報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定 規定の内容	PMHにおいては次の措置を行う。特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。・秘密保持義務・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・再委託における条件・再委託たによる特定個人情報ファイルの適切な扱いの確保・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任・委託契約終了後の特定個人情報の消去・場別を消費を取り扱う従業者の明確化・従業者に対する監督・教育・契約内容の遵守状況についての報告・実地の監査、調査等に関する事項	〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置》東京都国保連合会及び国保中央会は特定個人行政機関等編を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止・特定個人情報ファイルの関覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの適覧者・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任・委託契約終了後の特定個人情報の消去・特定例人情報を取り扱う従業者の明確化・従業者に対する監督・教育・契約内容の遵守状況についての報告・実地の監査、調査等に関する事項	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの インタイルの適切な取扱いの 保保 具体的な方法	・再委託が必要な場合は委託先から事前に再 委託の必要性について書面で確認をし、承認 を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保 行契約の連守を規定しており、委託先から適 宣報告を受け、改善結果の報告を受けてい 。 ・再委託の相手方は、委託先が負っている本 契約上の義務と同等の義務を負うことを委託 契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時とを実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応 じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合 は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報 告を受ける。	・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。 ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検はに改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・宗を情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置)・再々委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。・ニはは、再々委託の相手方は、委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度央会が、再々委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又を対し、必要に応じて国保中央会が、再々委託院の相手方によるセルフチェックを基本とし、必要に応じて国保中央会が訪問後に改善事項がある場合は、国保中央会が改善指示及び改善策別のモニタリングを行う。・国保中央会は、点検結果について東京都国保連合会及び江戸川区に年1回報告を行う。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	扱いプロセスにおけるリスク	《Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実装予定)・委託契約書に以下の規定を設ける。委託共成、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに 関する教育を行い、業務外での特定個人情報 の取扱いの禁止を徹底する。 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払シ ステムを活用した情報連携に係る予防接種事 務における追加措置〉 ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先及び再委託先は、従業者に対して情報 セキュリティに関する教育を行い、業務外での 特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7.特定個人情報の保管・消リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク(⑤物理的対策具体的な対策の内容	《Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置》Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統・基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針1等による各種条件を満たすりラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求め物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。・サーバ設置場所等への入退室記録管理、・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	のためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015 又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用して	事前	重要な変更
令和8年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏 (⑥技術的対策 具体的な対策の内容	《Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置》Public Medical Hub (PMH)は、特定個及情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める法術的対策を満たしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	《予診情報·予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置》 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムにのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015 又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラッドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは論理的に区分された江戸川区の領域にデータを保管する。・・適人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事前	重要な変更
令和8年4月1日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消力の1:特定個人情報の漏えい滅失・毀損リスク⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・江戸川区の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・江戸川区の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信ははWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。	の、予診情報・予防接種記録管理ノ請求支払システムは外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・江戸川区の端末と予診情報・予防接種記録管理ノ請求支払システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・江戸川区の端末と予診情報・予防接種記録管理ノ請求支払システムとの通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリックラウド事業者は特定個人情報にはアフレブは地理的に十公に繋れた拠点	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消力のでは、	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消力スク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施関する重大事故が発生したかその内容	_	①令和6年2月26日、区立中学校の学校給食調理業務を受託する業者の社員が、学校給食の調理内容を指示する書類「調理室手配表」を2枚学校外で紛失したことが、同月27日に発覚した。紛失した書類には、給食で食物アレルギー対応を必要とする生徒7人分の学年と学級、名字、アレルギーの原因食物が記載されていた。②令和6年8月27日、委託先の社会保険診療報酬支払基金において未処理となっていた再審査請求レセブトの処理状況を把握しよっとしたところ、当該紙レセブト(1件)が所在不明であることが発覚、捜索の結果、誤って溶解処分したとの結論で同年9月9日に区に報告されたため、漏えいのおそれありとした。③令和6年11月5日、窓口対応の派遣事業者による都営交通無料乗車券の更新手続対応にあたり、一時預かった身体障害者手帳及び無料乗車券を、元の相手ではなく別人に供成を委託したため、同日回収した。マウスの相手ではなく別人に供成を委託したため、同日回収した。マウスの指手ではなく別人に供成を委託したたが、要託した先がランサムウェア攻撃を受け、児童等472人分の氏名及び写真データが流出したことが令和7年4月14日に区に報告され、発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	-	①受託業者に対し、学校外に持ち出す際の個人情報の記載内容を精査するなど、個人情報の保護の徹底を図るよう厳重に指導した。今後、受託業者に情報セキュリティ対策に関する研修を実施する。②複数あった未処理紙レセブトの保管場所を一か所に基づく処理を徹底し、紙レセブトの処理に係る取扱いに細心の注意を払うとともに、再審査紙レセブト情報とレセブト特をのとの照合確認を、担当者及び管理責任者のダブルチェックにより毎月確実に行う。。③名前で呼びかけ、本人に名乗らせるという本人確認ルールを徹底する。(④委託先に対して、再委託者を選定するよう指導した。また、今回の再委託先に対するという本人で書を選定するよう指導した。また、今回の再委託先に対して、再委託者を選定するよう指導した。また、今回の再委託先に対して、自然のセキュリティ対策が、徹底されている業者を選定するよう指導した。また、今回の再委託先に対して、自然のセキュリティ対策が、徹底されている業者を選定するよう指導した。また、今回の再委託先に対して、自然の世末ュリティ対策が、徹底されている業者を選定するよう指導した。また、今回の再委託先は契約を結ばないこととした。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和8年4月1日	扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報、生活保護情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。・住民からの申請に基づき、調査等を行い、正確を記録を確保するために必要な措置を講じている。・PMHにおいては、本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新者の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	・個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報、生活保護情報、障害者福祉関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。・住民からの申請に基づき、調査等を行い、正確な記録を確保するために必要な措置を講じている。 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消	・予診票等の紙媒体については、5年間保管した後、溶解処分をしている。 ・CD等の電子媒体については、20年以上保管するが、消去する際は裁断し、データ復元が不可能な状態にした上で処分を行う。・健康システム上の特定個人情報の記録については、20年以上保管するが、消去する際は、個人番号欄を空白若しくは全て0で表示させる等、個人番号柳表示されないよう処置を行う。 くガバメントクラウドにおける措置>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 〈Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。・不要となったパックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	・予診票等の紙媒体については、5年間保管した後、溶解処分をしている。 ・CD等の電子媒体については、20年以上保管するが、消去する際は裁断し、データ復元が不可能な状態にした上で処分を行う。 ・健康システム上の特定個人情報の記録については、20年以上保管するが、消去する際は、個人番号棚を空白若しくは全て0で表示させる等、個人番号が表示されないよう処置を行う。 くガバメントクラウドにおける措置>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去しての記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったがクアップファイルは、ストレージに適用されたライフサイクルルールに基づき、保管されたログ情報については、各オブジェクトの保管日(作成日)を起点として3年が経過した時点で、自動的に削除される。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	IVその他のリスク対策 1.監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	く健康システムの運用における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・ブラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 くPublic Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。	く健康システムの運用における措置>年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>運用規則等に基づき、中間サーバー・ブラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 〈予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 江戸川区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	IVその他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	<public (pmh)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉情報セキュリティボリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。<="" hub="" medical="" td=""><td>&lt;予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置シ 江戸川区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。</td><td>事前</td><td>重要な変更</td></public>	<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置シ 江戸川区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	IVその他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓 発	<public (pmh)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置="" hub="" medical="">情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。</public>	<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置>・江戸川区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	事前	重要な変更
令和8年4月1日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<public (pmh)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置と情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。<="" hub="" medical="" td=""><td>&lt;予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 江戸川区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</td><td>事前</td><td>重要な変更</td></public>	<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 江戸川区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事前	重要な変更